

自己評価の方法等について
－基準ごとの分析－

第1章 教育の理念及び目標

1-1 教育の理念及び目標

1-1-1

教育の理念及び目標が適切に設定され、かつ、明確に示されていること。

解釈指針1-1-1-1

教育の理念及び目標が「適切に設定」されていることとは、各法科大学院の教育の理念及び目標が、多様かつ広範な国民の要請にこたえることのできる高度の専門的な法律知識、幅広い教養、国際的な素養、豊かな人間性及び職業倫理を備えた法曹を養成するという法科大学院制度の目的に適合していることをいう。

解釈指針1-1-1-2

教育の理念及び目標が「明確に示されている」こととは、各法科大学院の教育の理念及び目標が、当該法科大学院の教職員及び学生に周知されるとともに、広く社会に公表されていることをいう。

<分析に当たっての留意点>

法科大学院の教育の理念及び目標が、解釈指針1-1-1-1に説明している内容を踏まえて適切に設定されているか、また、それが当該法科大学院の教職員及び学生に周知されているとともに、広く社会に公表されているか確認してください。

<根拠となる資料・データ等の例>

- ・教育の理念及び目標、養成しようとする法曹像等が明示され、周知及び公表されたことが把握できる資料（研究科概要、入学者選抜要項、ウェブサイト等）

1-1-2：重点基準

教育の理念及び目標が、当該法科大学院の教育を通じて、達成されていること。

解釈指針1-1-2-1

各法科大学院の教育の理念及び目標の達成状況は、司法試験の合格状況及び法曹としての活動状況その他修了者の進路及び活動状況（企業及び官公庁その他専門的な法律知識等を必要とする職域への進路及び活動状況を含む。以下同じ。）に基づき、学生の学業成績及び在籍状況（原級留置者及び退学者等の状況を含む。以下同じ。）その他必要な事項を勘案して判断するものとする。

解釈指針1-1-2-2

次の各号に定める司法試験の合格状況に関する指標のいずれかに該当する場合には、原則として、教育の理念及び目標が、当該法科大学院の教育を通じて、達成されているとはいえない。ただし、基準に適合しているか否かの最終的な判断は、法学未修者教育や夜間開講の実施状況、司法試験の合格率の改善状況等の個別の事情を勘案して行う。

- (1) 5年の評価期間中に実施される各年度の司法試験について、当該法科大学院の修了を受験資格として司法試験を受験した者に対する司法試験に合格した者の割合が全国平均の割合の2分の1に満たない年度が、評価を実施する年度を含めて3回以上あること。
- (2) 5年の評価期間中に実施される司法試験について、評価を実施する年度の前年度の末までの5年間に当該法科大学院を修了した者に対する、当該法科大学院の修了を受験資格として司法試験を受験し合格した者の割合が、全国平均の割合の2分の1に満たないこと。

解釈指針1-1-2-3

5年の評価期間中に当該法科大学院を修了して5年が経過する者に対する司法試験に合格した者の割合が7割以上となることが望ましい。

<分析に当たっての留意点>

この基準については、第2章以降の各基準の分析状況を踏まえ、法科大学院の教育全体の達成状況について、総合的に判断してください。

教育の理念及び目標に対応する授業科目の開設、教育課程の編成と、それがどのように工夫され、うまくグループ分けされているか確認するとともに、解釈指針1-1-2-1に挙げられている司法試験の合格状況及び法曹としての活動状況その他修了者の進路及び活動状況に基づき、学生の学業成績及び在籍状況、修了者の進路及び活動状況等についての分析も踏まえて、判断するようにしてください。

<根拠となる資料・データ等の例>

- ・教育の理念及び目標、養成しようとする法曹像等が明示された冊子等の該当箇所（研究科概要、入学者選抜要項、ウェブサイト等）
- ・教育課程編成のコンセプトが明示された資料（履修モデル等）
- ・学生数の状況（様式2-1）
- ・学生の学業成績が把握できる資料（評価実施前年度の成績分布データ等）
- ・修了者の進路及び活動状況（司法試験の合格状況及び法曹としての活動状況、並びに企業及び官公庁その他専門的な法律知識等を必要とする職域への進路及び活動状況）が把握できる資料
- ・司法試験の合格状況（様式2-2）

<過去の評価における事例>

2巡目

【是正を要する点（当該基準を満たしていない）】

- ・当該法科大学院の教育を通じて、教育の理念及び教育の目的を達成する必要がある。

【改善すべき点（当該基準を満たしている）】

- ・司法試験の合格状況が低い水準にあるため、教育の理念及び目標の達成や地域からの期待を踏まえた、抜本的な司法試験の合格状況の改善措置を講ずる必要がある。
- ・司法試験の合格率が、全国平均の2分の1を下回っており、司法試験の合格率を向上させるための抜本的な改善措置を講じる必要がある。

<関連するQ&A>

Q 1 1 ~ 1 2 - 2

第2章 教育内容

2-1 教育内容

2-1-1 : 重点基準

教育課程が、理論的教育と実務的教育の架橋に留意しつつ、法曹としての実務に必要な専門的な法知識、思考力、分析力、表現力等を修得させるとともに、豊かな人間性並びに法曹としての責任感及び倫理観を涵養するよう適切に編成されていること。

解釈指針 2-1-1-1

法科大学院の教育課程は、司法試験及び司法修習と有機的に連携された「プロセス」としての法曹養成のための中核的教育機関として、法曹養成に特化した専門職大学院にふさわしい水準・内容・方法で理論的教育と実務的教育の架橋が段階的かつ完結的に行われるよう編成されていることが必要である。

解釈指針 2-1-1-2

飛び入学者を法学既修者として認定する場合には、法科大学院教育の段階性及び完結性を維持するため、カリキュラムの適切な編成及び学修指導に十分な配慮がされる必要がある。

解釈指針 2-1-1-3

他の法科大学院からの転入学を認める場合には、法科大学院教育の段階性及び完結性を維持するため、カリキュラムの適切な編成及び学修指導に十分な配慮がされる必要がある。

解釈指針 2-1-1-4

学生が段階的に履修をできるように、カリキュラムが適切に編成されているほか、法学未修者に対して基本的な考え方を理解させる授業計画や社会人である学生に対する長期履修制度や夜間コースの導入など、多様なバックグラウンドを備えた学生のニーズに応じた学修指導が行われていることが必要である。

<分析に当たっての留意点>

法曹養成に特化した専門職大学院にふさわしい水準・内容・方法で理論的教育と実務的教育の架橋が段階的かつ完結的に行われるよう教育課程が編成されているか、第2章の各基準の分析状況を踏まえて総括的に判断してください。

また、解釈指針において、「段階的かつ完結的に行われるよう編成されていることが必要である」とされている点は、「従来の法学部教育を漫然と持続させつつ、法科大学院をその法学部教育の単なる延長線上にあるものにとらえ、法科大学院が屋上屋を架すようなものになるとすれば、法科大学院構想の本来の趣旨に悖るものと言わなければならない」（中央教育審議会答申）という趣旨に沿うものであり、法学部の教育課程のコース編成、法学既修者の取扱い等により、法学部と法科大学院との差違が明確となっているか、確認してください（Q13）。

また、解釈指針2-1-1-4における多様なバックグラウンドを備えた学生としては、多様な経歴を有する社会人や、他学部出身者が挙げられますが、これらの学生のニーズに応じた取組が行われているか確認してください。例えば、学生の多様な経歴に応じた選択科目の開設などの取組、社会人学生に対する配慮としての夜間コースの開設や長期履修制度の導入などが考えられます（Q16）。

<根拠となる資料・データ等の例>

- ・教育の理念及び目標、養成しようとする法曹像等が明示された冊子等の該当箇所（研究科概要、入学者選抜要項、ウェブサイト等）
- ・開設授業科目一覧（様式1）
- ・教育課程編成のコンセプトが明示された資料（履修モデル等）
- ・授業科目の実施計画及び授業内容が記載された資料（シラバス等）
- ・法学系の学部の教育の理念及び目標、カリキュラム及びコース編成が把握できる資料（学部概要等）
- ・多様なバックグラウンドを備えた学生（社会人、他学部出身者等）のニーズに応じた学修指導の実施体制が把握できる資料（例えば、長期履修制度を採用している場合は研究科規則、履修要項、長期履修計画書など長期履修制度の内容が把握できる資料、また夜間コースを開設している場合は履修要項、カリキュラム及びコース編成など夜間コースの内容が把握できる資料）

<過去の評価における事例>

1 巡目

【改善を要する点（当該基準を満たしている）】

- ・法律実務基礎科目の一部及び基礎法学・隣接科目と展開・先端科目の授業科目のほとんどが同一研究科の他専攻との共通授業科目として開設されている。

2 巡目

【是正を要する点（当該基準を満たしていない）】

- ・学生が修了時まで確実に修得すべき知識・能力の内容・水準として適切な到達目標が法科大学院として組織的に設定されていないため、適切な到達目標を法科大学院として組織的に設定するとともに、当該到達目標を踏まえて教育課程を適切に編成し、修了者が備えておくべき能力を明らかにした上で学生の到達度を把握する取組を行う必要がある。

【改善すべき点（当該基準を満たしている）】

- ・基礎法学・隣接科目及び展開・先端科目における一部の授業科目が同一学府の他専攻との同時開講科目として開設されている。

<関連するQ&A>

Q13～16、Q33

2-1-2

各授業科目について適切な到達目標が設定されていること。

解釈指針 2-1-2-1

「適切な到達目標」とは、「共通的な到達目標モデル」が存在する科目においては、それと同程度以上の内容及び水準であることをいい、それが存在しない科目においては、授業を通じてどのような成果を達成するかを概括的に示した目標をいう。

<分析に当たっての留意点>

到達目標が設定されているか確認してください。

「共通的な到達目標モデル」が存在する科目においては、同程度以上の内容を及び水準である必要があります。

また、「共通的な到達目標モデル」が存在しない科目については、個々の授業科目において、学生に何を学ばせ、何をもって達成度を評価するかなどの学生が修得すべき知識・能力の内容・水準といった当該授業科目の狙い、コンセプトのようなものが概括的に示されている必要があります。

到達目標と個々の授業科目の対応関係が明確にされている資料をもとに確認します。

<根拠となる資料・データ等の例>

- ・到達目標の内容が把握できる資料

<関連するQ&A>

Q18

2-1-3：重点基準

次の各号に掲げる授業科目が適切な科目区分の下に開設されていること。

(1) 法律基本科目

(憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法に関する分野の科目をいう。)

(2) 法律実務基礎科目

(法曹としての技能及び責任その他の法律実務に関する基礎的な分野の科目をいう。)

(3) 基礎法学・隣接科目

(基礎法学に関する分野又は法学と関連を有する分野の科目をいう。)

(4) 展開・先端科目

(応用的・先端的な法領域に関する科目、その他の実定法に関する多様な分野の科目であって、法律基本科目以外のものをいう。)

解釈指針 2-1-3-1

本基準は、導入的な授業科目や論文指導など4つの科目区分に該当しない授業科目が開設されることを妨げるものではない。

解釈指針 2-1-3-2

法律基本科目は、憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法の分野について、将来の法曹としての実務に共通して必要とされる基本分野を対象とする授業科目である。

解釈指針 2-1-3-3

法律実務基礎科目は、実務の経験を有する教員が関与するなどして、法律基本科目などとの連携のもとに、法律実務に携わることへの導入を行う授業科目である。

解釈指針 2-1-3-4

基礎法学・隣接科目は、社会に生起する様々な問題に関心をもたせ、人間や社会の在り方に関する思索を深めることによって、法に対する理解の視野を拡げることにも寄与する教育内容を備えた授業科目である。

解釈指針 2-1-3-5

展開・先端科目は、社会の多様な法的ニーズに応え、応用的・先端的な法領域について基礎的又は発展的な理解を得させるために、必要に応じて実務との融合にも配慮しながら幅広くかつ高度の専門的教育を行う授業科目である。

解釈指針 2-1-3-6

基準 2-1-3 (1) から (4) に該当する科目が他の科目区分の授業科目として開設されているときは、適切な科目区分にしたがって開設されているとはいえない。

解釈指針 2-1-3-7

法律基本科目と展開・先端科目の区分に当たっては、授業科目が憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法の基本分野に関するものであるかどうかにしたがって判断する。教育の内容が上記基本分野に当たる場合には、それが発展的・応用的なものであっても、原則として法律基本科目に区分される。

解釈指針 2-1-3-8

法律基本科目と法律実務基礎科目の区分に当たっては、授業科目の到達目標が法律基本科目の各分野の理解を主眼とするものとなっているか、法律実務に関する基礎的な内容の理解を主眼とするものとなっているか等を踏まえて総合的に判断する。

教育の内容が基本分野に当たる場合には、それが発展的・応用的なものであっても、原則として法律基本科目に分類される。

解釈指針 2-1-3-9

一の授業科目の中で、法律基本科目に該当する部分と展開・先端科目又は法律実務基礎科目に該当する部分とが混在している場合には、その授業科目の基本的な到達目標やそれぞれの割合などを考慮して総合的に判断する。

<分析に当たっての留意点>

法科大学院の授業科目が、基準に定める4科目区分（①法律基本科目、②法律実務基礎科目、③基礎法学・隣接科目、④展開・先端科目）にわたって配置されているか確認してください。

授業科目の詳細について、基準及び解釈指針に定める科目ごとの授業科目が開設されているか確認してください。（Q19）。

<根拠となる資料・データ等の例>

- ・開設授業科目一覧（様式1）
- ・授業科目の実施計画及び授業内容が記載された資料（シラバス等）

<過去の評価における事例>

1 巡目

【改善を要する点（当該基準を満たしている）】

- ・一部の授業科目において、授業内容とシラバスの内容に相違がある。
- ・一部の授業科目において、配置されている科目の教育内容が他の科目の教育内容と部分的に重複しているものがあり、教育内容の改善を図る必要がある。
- ・法律基本科目に配置されている一部の授業科目について、一の授業科目の中で複数の実定法分野が相互の関連性や連続性がなく取り扱われており、体系的な授業科目となっていない。
- ・開講年度及び具体的な授業内容等が、あらかじめ定められておらず、かつ、適切な方法及び内容で開講されることを確保するための厳格な運用がなされていない授業科目があった。
- ・一部の授業科目において、内容的に法律基本科目に当たる授業科目が、法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目に配置されている。
- ・一部の授業科目において、配置されている科目の教育内容が他の科目の教育内容となっているものがあり、基準に定める4科目区分に適切に区分整理されていない。
- ・一部の授業科目において、配置されている科目の教育内容が他の科目の教育内容と部分的に重複しているものがあり、教育内容の改善を図る必要がある。

2 巡目

【改善すべき点（当該基準を満たしている）】

- ・一部の授業科目において、内容的に法律基本科目に当たる授業科目が、法律実務基礎科目、

基礎法学・隣接科目、展開・先端科目に配置されている。

- ・一部の授業科目において、配置されている科目の教育内容が他の科目の教育内容となっているものがあり、基準に定める4科目区分に適切に区分整理されていない。
- ・一部の授業科目において、配置されている科目の教育内容が他の科目の教育内容と部分的に重複しているものがあり、教育内容の改善を図る必要がある。

<関連するQ&A>

Q19～21

2-1-4：重点基準

基準2-1-3の各号のすべてにわたって、教育上の目的及び各法科大学院の教育理念及び目標に応じて適当と認められる単位数以上の授業科目が開設され、必修科目、選択必修科目及び選択科目等の分類が適切に行われ、学生が段階的に履修することができるよう各年次にわたって適切に配当されていること。

解釈指針2-1-4-1

法律基本科目の基本分野に関する授業科目を選択科目とするなど、法学未修者が履修することなく修了することができるカリキュラムは適切とはいえない。

<分析に当たっての留意点>

4つの科目（法律基本科目、法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目）の各科目の要件については、別に基準2-1-5から基準2-1-8までの各基準において定められていますので、この基準では、これらの基準の分析状況を踏まえた上で、教育上の目的に応じて適当と認められる単位数以上の授業科目が開設されているか総合的に判断してください。

また、法律基本科目の基本分野に関する授業科目とは、例えば、家族法に関する授業科目を選択科目とするなど、法学未修者が履修することなく修了することを可能とするカリキュラムは、民法に関する分野の授業科目を体系的に編成したカリキュラムであるとはいえず、法曹養成機関である法科大学院のカリキュラムとして適切ではないと考えられます。

<根拠となる資料・データ等の例>

- ・教育の理念及び目標、養成しようとする法曹像等が明示された冊子等の該当箇所（研究科概要、入学者選抜要項、ウェブサイト等）
- ・開設授業科目一覧（様式1）
- ・授業科目の実施計画及び授業内容が記載された資料（シラバス等）
- ・授業科目名、単位数、配当年次、必修・選択必修・選択科目等の分類、履修要件が把握できる資料（研究科規程、履修要項、シラバス、授業科目表、研究科概要、ウェブサイト等）

<過去の評価における事例>

2巡目

【改善すべき点（当該基準を満たしている）】

- ・親族法・相続法を取り扱う授業科目を全く履修しないで修了することが可能な制度となっているため、親族法・相続法を確実に履修させるカリキュラム編成となるよう改善する必要がある。
- ・必修科目、選択必修科目の少なからざる数の科目が集中講義で開設されているため、必修科目、選択必修科目の開設形態の改善を図る必要がある。

<関連するQ&A>

Q22

2-1-5：重点基準

基準2-1-3(1)に定める法律基本科目については、次の各号に掲げる単位数の授業科目を必修科目として開設することを標準とし、標準単位数を超えて必修科目又は選択必修科目を開設する場合には、8単位増をもって必修総単位数の上限とする。ただし、法学未修者については、1年次及び2年次に配当される法律基本科目の中から、別に10単位を限度として必修又は選択必修とすることができる。

- | | |
|--------------------------------------|------|
| (1) 公法系科目（憲法及び行政法に関する分野の科目をいう。） | 10単位 |
| (2) 民事系科目（民法、商法及び民事訴訟法に関する分野の科目をいう。） | 32単位 |
| (3) 刑事系科目（刑法及び刑事訴訟法に関する分野の科目をいう。） | 12単位 |

解釈指針2-1-5-1

4年を超える標準修業年限を定める場合には、基準2-1-5において「法学未修者については、1年次及び2年次」とあるのは、「法学未修者については、1年次から3年次まで」と読み替えるものとする。

解釈指針2-1-5-2

法律基本科目において、(1)から(3)までの系に明確に区分できない授業科目については、主たる内容が属する法分野にしたがい、各系に区分整理するものとする。ただし、いずれか1つの系に区分整理することが困難な場合には、法律基本科目の中で上記3つの系とは別に整理するものとする。

<分析に当たっての留意点>

法律基本科目については、この基準において必修科目の標準単位数とその上限を定めるとともに、第4章の基準4-2-1(2)で最低限度の必要修得単位数を示すものとなっています。なお、ここで言う「標準」とは、これを上回ることも下回ることもあり得ることを前提としています(Q25)。

また、法律基本科目の必修科目の上限単位数については、平成26年8月11日付け文部科学省高等教育局長通知「法学未修者に対する法律基本科目の指導の充実について(通知)」において提言された内容を踏まえ、法学未修者1年次及び2年次に配当される法律基本科目に限り、先ほどの上限単位数とは別に、10単位を上限として必修とすることを可能としています。

このため、当該単位部分に当たる授業科目などをもとに、従前からの法律基本科目の部分と当該単位部分との関係が、法学未修者1年次及び2年次の基礎的な学修の確保という趣旨に照らし適切なものとなっているか、確認する必要があります。

<根拠となる資料・データ等の例>

- ・開設授業科目一覧(様式1)
- ・授業科目の実施計画及び授業内容が記載された資料(シラバス等)
- ・授業科目名、単位数、配当年次、必修・選択必修・選択科目等の分類、履修要件が把握できる資料(研究科規程、履修要項、シラバス、授業科目表、研究科概要、ウェブサイト等)

<関連するQ&A>

Q23～25

2-1-6：重点基準

(1) 基準2-1-3(2)に定める法律実務基礎科目については、次に掲げる授業科目が必修科目として開設されていること。

ア 法曹としての責任感や倫理観を涵養することを内容とする授業科目(2単位)

イ 要件事実及び事実認定に関する基礎的な教育を含む民事訴訟実務の基礎を内容とする授業科目(2単位)

ウ 事実認定に関する基礎的な教育を含む刑事訴訟実務の基礎を内容とする授業科目(2単位)

(2) (1)に掲げる必修科目6単位のほか、次に例示する内容の授業科目その他の法曹としての技能及び責任等を修得させるために適切な内容を有する授業科目((1)に掲げる内容の授業科目を除く。)のうち、4単位相当が必修又は選択必修とされていること。

ア 模擬裁判

(民事・刑事裁判過程の主要場面について、ロールプレイ等のシミュレーション方式によって学生に参加させ、裁判実務の基礎的技能を身に付けさせる教育内容)

イ ローヤリング

(依頼者との面接・相談・説得の技法や、交渉・調停・仲裁等のADR(裁判外紛争処理)の理論と実務を、ロールプレイをも取り入れて学ばせ、法律実務の基礎的技能を修得させる教育内容)

ウ クリニック

(弁護士の指導監督のもとに、法律相談、事件内容の予備的聴き取り、事案の整理、関係法令の調査、解決案の検討等を具体的事例に則して学ばせる教育内容)

エ エクスターンシップ

(法律事務所、企業法務部、官公庁法務部門等で行う研修)

オ 公法系訴訟実務の基礎を内容とする授業科目

(行政訴訟を中心とする公法系の諸問題を含む訴訟について、公法系の法律基本科目の学修を踏まえつつ、紛争や訴訟の現場を意識させるための各種の書面を作成させ、種々の理論的問題、技術的問題が訴訟実務においてどのように現れるかを模擬的に理解することを通じて、公法系訴訟実務の基礎を修得させる教育内容)

(3) (1)アについては、「法曹倫理」などの授業科目名で独立の授業科目として開設されていること。また、他の授業科目の授業においても、法曹倫理に留意した教育が行われていること。

(4) 次に掲げる教育内容について指導が行われていること。ただし、これらの指導のために授業科目を開設し、単位を認定することは要しない。

ア 法情報調査

(法令、判例及び学説等の検索、並びに判例の意義及び読み方の学習等、法学を学ぶ上で必要な法情報の調査・分析に関する技法を修得させる教育内容)

イ 法文書作成

(契約書・遺言書、法律意見書・調査報告書又は起訴状・訴状・準備書面及びこれらの書面を作成する基礎資料となる文書等実務的な文書の作成の基本的技能を、添削指導等により修得させる教育内容)

解釈指針 2-1-6-1

法律実務基礎科目の授業内容を定め、またそれを実施するについて、授業内容決定のために協議をし、あるいは共同授業の実施をするなど、実務家教員と研究者教員が協力していることが必要である。

解釈指針 2-1-6-2

基準 2-1-6 (1) アについては、法曹三者（弁護士、裁判官、検察官）の法曹倫理すべてを考慮した内容が含まれている必要がある。

解釈指針 2-1-6-3

基準 2-1-6 (4) ア及びイに掲げる教育内容については、すべての学生に対して指導がされている必要がある。

<分析に当たっての留意点>

この基準の(1)アの授業科目については、「法曹」倫理であることから、弁護士倫理に関する内容とするだけでは十分ではなく、裁判官及び検察官倫理についても授業内容に含まれている必要があります(Q26)。

また、(2)に例示されているクリニック、エクスターンシップ等のいわゆる臨床法学系授業科目については、事前に法曹倫理に関する指導がされた上で、実施されていることが適切です。これらはあくまでも例示でありますので、必ずしも臨床法学系授業科目である必要はありませんが、(1)の内容の授業科目を(2)の必修又は選択必修単位に含めることができません。

法情報調査及び法文書作成について、「単位を認定することは要しない」とありますが、この意味は、法情報調査及び法文書作成についての教育又は指導が学生全員に対して必ず行われていることが必要であることを前提として、その教育に当たって、独立の授業科目として単位認定を行うか、各授業科目の中でそのような指導を行うか等は各法科大学院の判断に委ねられていることにあります(Q27)。

また、授業内容の決定や授業の実施について、例えば、実務家教員と研究者教員による共同授業の実施や、授業内容の決定における両者の協議など、研究者教員と実務家教員との緊密な連携、協力がなされているか確認してください(Q28)。

<根拠となる資料・データ等の例>

- ・ 開設授業科目一覧(様式1)
- ・ 授業科目の実施計画及び授業内容が記載された資料(シラバス等)
- ・ 授業科目名、単位数、配当年次、必修・選択必修・選択科目等の分類、履修要件が把握できる資料(研究科規程、履修要項、シラバス、授業科目表、研究科概要、ウェブサイト等)

- ・法情報調査及び法文書作成の教育内容について指導が行われていることが把握できる資料
(履修要項、シラバス、レジユメのほか、ガイダンスで指導している場合はガイダンスの案内及び配付資料など、ガイダンスの対象者、指導内容等が把握できる資料)

<過去の評価における事例>

2 巡目

【改善すべき点（当該基準を満たしている）】

- ・法文書作成について、新カリキュラムにおいて、学生全員に指導される体制が整備されていない。

<関連するQ&A>

Q 2 6 ~ 2 9

2-1-7

基準2-1-3(3)に定める基礎法学・隣接科目については、学生がそれぞれの関心に応じて効果的な履修を行うために十分な数の授業科目が開設されていること。

<分析に当たっての留意点>

基礎法学・隣接科目について、学生がそれぞれの関心に応じて効果的な履修を行うために十分な数の授業科目が開設されているか確認してください。

<根拠となる資料・データ等の例>

- ・ 開設授業科目一覧（様式1）
- ・ 授業科目の実施計画及び授業内容が記載された資料（シラバス等）
- ・ 授業科目名、単位数、配当年次、必修・選択必修・選択科目等の分類、履修要件が把握できる資料（研究科規程、履修要項、シラバス、授業科目表、研究科概要、ウェブサイト等）

2-1-8

基準2-1-3(4)に定める展開・先端科目については、各法科大学院の養成しようとする法曹像に適った内容を有する十分な数の授業科目が開設されていること。

解釈指針2-1-8-1

展開・先端科目は、多様な内容の授業科目が開設されており、学生が多様な分野の科目の履修をすることができるようにされている必要がある。

<分析に当たっての留意点>

展開・先端科目について、各法科大学院の養成しようとする法曹像に適った内容を有する十分な数の授業科目が開設されているか確認してください。

なお、学生の履修が特定の分野の授業科目に偏ることがないか確認してください。

<根拠となる資料・データ等の例>

- ・ 開設授業科目一覧（様式1）
- ・ 授業科目の実施計画及び授業内容が記載された資料（シラバス等）
- ・ 授業科目名、単位数、配当年次、必修・選択必修・選択科目等の分類、履修要件が把握できる資料（研究科規程、履修要項、シラバス、授業科目表、研究科概要、ウェブサイト等）

2-1-9：重点基準

各授業科目における授業時間等が、単位数との関係において、大学設置基準第21条から第23条までの規定に照らして適切に設定されていること。

<分析に当たっての留意点>

授業時間と単位数との設定について、設置基準で定められている単位制度の趣旨（教員が教室等で授業を行う時間及び学生が事前・事後に教室外における準備のための学習を行う時間の合計で、標準45時間の学修を要する教育内容をもって1単位とする。）が適切に設定されているか確認してください。

<根拠となる資料・データ等の例>

- ・ 休講となった授業科目における補講等の措置が講じられていることが把握できる資料
- ・ 開設授業科目一覧（様式1）
- ・ 授業科目の実施計画及び授業内容が記載された資料（シラバス等）
- ・ 1単位あたりの授業時間数や授業期間等が明示された資料（研究科規則、履修要項、授業時間割表、学年暦等）

<過去の評価における事例>

1 巡目

【改善を要する点（当該基準を満たしている）】

- ・ 休講となった授業科目について、補講の実施状況を法科大学院として一元的に把握していない。

2 巡目

【改善すべき点（当該基準を満たしている）】

- ・ 一部の授業科目において、所定の授業時間と異なる授業時間で授業が実施されている。
- ・ 1授業科目において、所定の授業時間を超えて補講が実施されている。

<参考法令>

【大学設置基準】

(単位)

第二十一条 各授業科目の単位数は、大学において定めるものとする。

2 前項の単位数を定めるに当たっては、一単位の授業科目を四十五時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算するものとする。

- 一 講義及び演習については、十五時間から三十時間までの範囲で大学が定める時間の授業をもって一単位とする。
- 二 実験、実習及び実技については、三十時間から四十五時間までの範囲で大学が定める時間の授業をもって一単位とする。ただし、芸術等の分野における個人指導による実技の授業については、大学が定める時間の授業をもって一単位とすることができる。
- 三 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合については、その組み合わせに応じ、前二号に規定する基準を考慮して大学が定める時間の授業をもって一単位とする。

3 前項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究、卒業制作等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。

(一年間の授業期間)

第二十二条 一年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、三十五週にわたることを原則とする。

(各授業科目の授業期間)

第二十三条 各授業科目の授業は、十週又は十五週にわたる期間を単位として行うものとする。ただし、教育上必要があり、かつ、十分な教育効果をあげることができると認められる場合は、この限りでない。

第3章 教育方法

3-1 授業を行う学生数

3-1-1

法科大学院においては、少人数による双方向的又は多方向的な密度の高い教育が行われなければならないことが基本であることに鑑み、一の授業科目について同時に授業を行う学生数が、この観点から適切な規模に維持されていること。

解釈指針 3-1-1-1

法科大学院においては、すべての授業科目について、当該授業科目の性質及び教育課程上の位置付けに鑑みて、基準3-1-1に適合する数の学生に対して授業が行われていることが必要である。（なお、適切な授業方法については解釈指針3-2-1-3を参照。）

解釈指針 3-1-1-2

基準3-1-1にいう「学生数」とは、実際に当該授業科目を履修する者全員の数を指し、次の各号に掲げる者を含む。

- (1) 当該授業科目を再履修している者。
- (2) 当該授業科目の履修を認められている他専攻の学生、他研究科の学生（以下、合わせて「他専攻等の学生」という。）及び科目等履修生。

解釈指針 3-1-1-3

基準3-1-1に適合する学生数が維持されるための措置として、他専攻等の学生又は科目等履修生による法科大学院の授業科目の履修は、当該授業科目の性質等に照らして適切な場合に限られていることが必要である。

<分析に当たっての留意点>

同時に授業を受講している学生数が適切に維持されているか確認してください。

また、他専攻等の学生又は科目等履修生による法科大学院の授業科目の履修を認めている場合には、当該授業科目の性質等に照らして適切なものであるか確認してください。なお、他専攻等の学生又は科目等履修生による法科大学院の授業科目の履修を認めていない場合には、その旨を確認してください。

<根拠となる資料・データ等の例>

- ・開設授業科目一覧（様式1）
- ・他専攻等の学生による法科大学院の授業科目の履修に関する取扱いについて定めた規則
- ・科目等履修生の取扱いについて定めた規則

<過去の評価における事例>

1 巡目

【改善を要する点（当該基準を満たしていない）】

- ・一部の授業科目において、同時に授業を行う学生数が、少人数による双方向的又は多方向的な密度の高い教育が行われなければならない観点に適合する規模の人数とされていない。
- ・法律基本科目に配置されている一部の授業科目について、同時に授業を行う学生数が適切な規模に維持されていない。

【改善を要する点（当該基準を満たしている）】

- ・法律基本科目以外の科目において、一部の授業科目について、相当数の法学部生の履修を認めており、同時に授業を行う学生数が適切な規模に維持されていない。

2 巡目

【改善すべき点（当該基準を満たしている）】

- ・一部の授業科目について、同時に授業を行う学生数を適切な規模に維持する必要がある。

3-1-2

法律基本科目について同時に授業を行う学生数は、50人を標準とすること。

解釈指針3-1-2-1

法律基本科目について同時に授業を行う学生数が、75人を超えている場合は、原則として、「標準」の範囲内にあるといえない。

75人を超える場合には、超えるに至った事情及びそれを将来的に是正する措置が明らかにされているとともに、当該授業科目の授業の方法及び施設、設備その他の教育上の諸条件に照らして、双方向的又は多方向的な密度の高い教育を行うことが妨げられないための具体的な措置が講じられていることが必要である。(解釈指針3-2-1-3及び解釈指針3-2-1-4を参照。)

<分析に当たっての留意点>

法律基本科目について、同時に授業を受講している学生数が規定された人数となっているか確認してください。

基準3-1-2は、一般的な規定である基準3-1-1を受けて、法律基本科目について特に具体的な数値を示したものであり、それ以外の科目については、これと異なる人数が標準となることも十分考えられます。法律基本科目以外の科目については、授業の内容・方法等が科目により多様であり得ることから、具体的な標準人数を挙げることは困難であると考えています。

75人を超えないことを原則とするのは、入学実員が入学定員を上回ることもあり得ること、2年目以降は原級留置や再履修などの可能性があり、ある程度弾力性を持たせる必要があることを考慮したものですので、75人までは無条件で基準を満たしていることを定めたものではありません。

ここでの「標準」は、基準2-1-5における法律基本科目の標準単位数についての「標準」とはやや趣旨が異なり、50人よりも少ない人数で行われるのは少人数教育という観点からむしろ原則として望ましいと考えられます。もっとも、学生数が極端に少ない場合には、教員及び受講者相互に双方向的・多方向的な議論ができるかどうかについても確認してください。

<根拠となる資料・データ等の例>

- ・開設授業科目一覧(様式1)

<過去の評価における事例>

1 巡目

【改善を要する点(当該基準を満たしていない)】

- ・法律基本科目の一の授業科目において、同時に授業を行う学生数が適切な規模とされていない。

【改善を要する点(当該基準を満たしている)】

- ・法律基本科目の授業科目において、同時に授業を行う学生数が標準を上回る規模となっていた。

<関連するQ&A>

Q30～32

3-2 授業の方法

3-2-1

法科大学院における授業の実施に当たっては、次の各号を満たしていること。

- (1) 専門的な法知識を確実に修得させるとともに、批判的検討能力、創造的思考力、事実に即して具体的な問題を解決していくために必要な法的分析能力及び法的議論の能力その他の法曹として必要な能力を育成するために、授業科目の性質に応じた適切な方法がとられていること。
- (2) 当該授業科目において設定されている到達目標の内容が学生に示され、それを踏まえて、授業の進行及び自習の指示等がされ、学生が当該教育を受ければ到達目標を達成できるものであること。
- (3) 1年間の授業の計画、各授業科目における授業の内容及び方法、成績評価の基準と方法があらかじめ学生に周知されていること。
- (4) 授業の効果を十分に上げられるよう、授業時間外における学習を充実させるための措置が講じられていること。

解釈指針 3-2-1-1

「専門的な法知識」とは、当該授業科目において法曹として一般に必要と考えられる水準及び範囲の法知識をいう。

解釈指針 3-2-1-2

「批判的検討能力、創造的思考力、事実に即して具体的な問題を解決していくために必要な法的分析能力及び法的議論の能力その他の法曹として必要な能力」とは、具体的事例や新たな事例に的確に対応することのできる能力をいう。

解釈指針 3-2-1-3

「授業科目の性質に応じた適切な方法」とは、各授業科目の目的を効果的に達成するため、少人数による双方向的又は多方向的な討論（教員と学生の間、又は学生相互の間において、質疑応答や討論が行われていることをいう。）、現地調査、事例研究その他の方法であって、適切な教材等を用いて行われるものをいう。

解釈指針 3-2-1-4

法律基本科目については、とりわけ双方向的又は多方向的な討論を通じた授業が確実に実施されることが求められる。ただし、法学未修者1年次の授業科目においては、法学の知識や法的思考力等の基礎・基本の徹底を図るため、講義形式を中心とする授業方法による可能性を含めて、法学を全く学んでいない者、法学の基礎的な学識が備わっていない者が対象となることに鑑みた授業方法の工夫が図られていることが必要である。

解釈指針 3-2-1-5

法科大学院の授業においては、試験での解答の作成方法に傾斜した技術的教育や、理解を伴わない断片的な知識の機械的な暗記をさせる教育など受験技術優先の指導に偏した教

育を実施することは適切でない。

解釈指針 3-2-1-6

法律実務基礎科目については、次の各号に掲げる事項が確保されていることが必要である。

- (1) クリニック及びエクスターンシップにおいては、参加学生による関連法令の遵守の確保のほか、守秘義務等に関する適切な指導監督が行われていること。
- (2) エクスターンシップにおいては、法科大学院の教員が、研修先の実務指導者との間の連絡を踏まえて研修学生を適切に指導監督し、かつ、成績評価や単位認定等に責任をもつ体制が整備されていること。

解釈指針 3-2-1-7

学生が事前事後の学習を効果的に行うための適切な具体的措置として、例えば次の各号に掲げるものが考えられる。

- (1) 授業時間割が学生の自習時間を十分に考慮して作成されていること。
- (2) 適切な教科書や補助教材が使用されていること。
- (3) 関係資料が配布され、予習事項等が事前に周知されていること。
- (4) 予習及び復習に関して、教員による適切な指示がされていること。
- (5) 授業時間外の自習が可能となるよう、基準10-1-1に適合する自習室、その他必要とされる設備、機器及び図書等が備えられていること。

解釈指針 3-2-1-8

集中講義を実施する場合には、その授業の履修に際して授業時間外の事前事後の学習に必要な時間が十分に確保される必要があり、同一の授業科目の履修が短期に集中したり、複数の授業科目を同時期に履修したり、授業終了の直後に試験が実施されたりしないよう、その実施の時期、授業時間割及び試験日の設定等について配慮されていることが必要である。

<分析に当たっての留意点>

授業科目の性質に応じた適切な授業方法がとられているか、授業の計画などが学生にあらかじめ周知されているか、授業時間外における学習を充実させるための措置が講じられているか、確認してください。

(2) では、到達目標が設定され、学生に周知されているか確認してください。また、授業の実施に当たり、授業で直接取り上げない事項について適切に学習指導が実施されているかを確認することになります。(Q34)

ここでいう成績評価の基準と方法は、各授業科目について、どのような考慮要素(筆記試験、レポート、授業への参加態度等)をどの程度評価する(考慮要素の割合)のかについて想定したものであるのに対し、後の基準4-1-1(2)に規定されている成績評価の基準は、例えばAからEまでの5段階評価について、どのような基準でその分布を定めているか、相対評価なのか絶対評価なのか等に関するものを想定しています(Q35)。

また、ここでいう「授業時間外における学習を充実させるための措置が講じられていること」とは、各授業科目において授業時間内学習と時間外学習との連携が適切に図られているのかについて想定したものであるのに対し、後の基準7-1-1に規定されている「学習支援の体制が十分に整備されていること」とは、カリキュラム全体に関する学習支援体制に関するものを想定しています(Q36)。

臨床系の授業科目(クリニック及びエクスターンシップ)について、関連法令の遵守の確保のほか、守秘義務等に関する指導監督が行われる体制が確保されているか確認してください。

また、エクスターンシップについては、法科大学院の教員が研修先の実務指導者との間の連絡

体制や単位認定等の成績評価に責任をもつ体制を確立されているか確認してください。

解釈指針3-2-1-7の各項目は、あくまで例示であるため、すべて実施されなくてはならないというものではありません。

集中講義を実施している場合は、開講時期、総開講数、学生の履修状況、講義日程・時間割、試験の実施日などを確認してください。また、資料の事前配付や予習事項の事前周知など、授業時間外の事前事後の学習に必要な時間が確保されるよう配慮されているか確認してください。

<根拠となる資料・データ等の例>

- ・開設授業科目一覧（様式1）
- ・授業科目の実実施計画、授業内容及び使用教材が記載された資料（シラバス等）
- ・到達目標を踏まえ、授業で直接取り上げない事項について適切に学習指導が実施されていることが把握できる資料
- ・エクスターンシップ及びクリニックについて、実施要項、受入先、実施状況等が把握できる資料
- ・エクスターンシップ及びクリニックについて、関連法令の遵守、守秘義務及び報酬に関する誓約書、研修先と交わした協定書、又は事前のガイダンスの内容が把握できる資料
- ・エクスターンシップについて、法科大学院の教員による指導監督及び成績評価に関する責任体制が把握できる資料（研修先と交わした協定書、実施要項、成績報告書等）
- ・授業時間割表
- ・予習及び復習に関して、教員から指示がなされていることを示す資料（履修要項、シラバス、レジュメ、掲示物等）
- ・施設、設備及び図書の状態を示す資料（施設見取図、設備一覧、図書一覧等）
- ・学生の学修に関する支援体制が把握できる資料（クラス担任制度の概要、TAの活用状況、オフィスアワー一覧等）
- ・集中講義について、評価実施前年度及び評価実施年度分の詳細（開講時期、総開講数、学生の履修状況、講義日程・時間割、試験の実施日等）が把握できる資料

<過去の評価における事例>

1 巡目

【改善を要する点（当該基準を満たしている）】

- ・一部の集中講義について、講義日程が過密となっている、授業終了後、試験までの時間が確保されていない、資料の配付時期が十分に配慮されていないなど、授業時間外の事前事後の学習に必要な時間が確保されていない。
- ・法律基本科目に配置されている一部の授業科目について、必ずしも、シラバスのとおり双方向的又は多方向的な討論を通じた授業が実施されていない。
- ・一部の授業科目において、授業内容が答案作成等の技術的訓練等に偏したものとなっている。

2 巡目

【是正を要する点（当該基準を満たしていない）】

- ・学生が修了時まで確実に修得すべき知識・能力の内容・水準として適切な到達目標を法科大学院として組織的に設定し、その内容を学生に周知する必要がある。

【改善すべき点（当該基準を満たしている）】

- ・一部の授業科目について、学生に授業計画や成績評価方法等が事前に周知されていない。
- ・一部の集中講義について、授業終了後、試験までの時間が確保されておらず、授業時間外の事前事後の学習に必要な時間が確保されていない。
- ・1 授業科目において、シラバスに記載された授業内容と実際に開講された授業内容の科目区分が一致していない。
- ・集中講義について、開講科目数が多く、講義日程が過密となる場合があるため、授業時間外

の事前事後の学習に必要な時間が十分に確保されるよう、集中講義の開講科目数を整理する必要がある、

- ・ 学生が修了時まで確実に修得すべき知識・能力を涵養する内容が授業で取り上げられていない一部の授業科目において、当該内容を学生の修了時まで修得させるため、自学自習の指示を適切に行うなどの措置を講じる必要がある。

<関連するQ&A>

Q 34～39

3-3 履修科目登録単位数の上限

3-3-1 : 重点基準

法科大学院における各年次における履修登録可能な単位数の上限が以下の各号を満たしていること。

(1) 最終年次を除く各年次においては、36単位を原則とし、これを超える単位数が設定されている場合には、その理由が合理的なものであることが明らかにされている必要がある。ただし、次の各号に掲げる授業科目については、36単位とは別にそれぞれの単位を限度として履修登録させることができる。

ア 法学未修者1年次及び2年次に配当される基準2-1-3(1)に定める法律基本科目に当たる授業科目 8単位

イ 基準4-2-1(1)ウに定める者の認定において、法学未修者1年次に配当される授業科目のうち履修免除の対象とならない授業科目及び法律科目試験で合格点に達せず履修免除されなかった授業科目 6単位

(2) (1)のただし書にかかわらず、いずれの年次においても、44単位を超える単位数の設定はすることができない。

解釈指針3-3-1-1

基準3-3-1にいう「単位数」には、通常の授業時期以外に実施する集中講義、実習、リサーチ・ペーパー等の授業科目に係る単位数をも含む。

解釈指針3-3-1-2

基準3-3-1にいう「その理由が合理的なものであること」とは、そのを超える単位がエクスターンシップやクリニックなど実習の授業科目に限定されているなど授業科目の性質上学生の事前事後の学習に大きな負担とならない場合をいう。ただし、36単位を超える単位数は必要最小限度のものであることが必要であり、その単位数が4単位を超えるときは、合理的な理由があるとは認められない。

解釈指針3-3-1-3

基準3-3-1(1)ただし書アにいう「法学未修者1年次及び2年次に配当される基準2-1-3(1)に定める法律基本科目に当たる授業科目」には、法学未修者2年次において1年次に配当された法律基本科目の授業科目を再履修する場合は含まれない。この場合において、当該授業科目は、解釈指針3-3-1-4第1項ただし書の4単位に含まれるものとする。

解釈指針3-3-1-4

基準3-3-1(1)に定める履修登録可能な単位数は、原級留置となった場合の再履修科目単位数及び基準4-2-1(1)アにしたがって履修の認められる授業科目単位数を含む。ただし、進級が認められた場合の再履修科目単位については、4単位を限度として、履修登録可能な単位数に算入しないものとするができる。

基準3-3-1(2)に定める履修登録可能な単位数は、再履修科目単位数及び基準4-2-1(1)アにしたがって履修の認められる授業科目単位数を含む。

解釈指針 3-3-1-5

研究科、専攻又は学生の履修上の区分に応じ、3年を超える標準修業年限を定める場合には、基準3-3-1の定める単位数の上限は、以下によって定まる。

- (1) 基準3-3-1 (1)において「36単位」とあるのは、「36を当該標準修業年限数で除した数に3を乗じて算出される数の単位」と読み替えるものとする。
- (2) 基準3-3-1 (1)ただし書アの科目の8単位については、法学未修者1年次又は2年次の科目6単位以上及び同3年次の科目2単位以下に振り分けることを妨げない。
- (3) 基準3-3-1 (2)において「44単位」とあるのは、「44を当該標準修業年限数で除した数に3を乗じて算出される数の単位」と読み替えるものとする。

<分析に当たっての留意点>

各年次における履修登録可能な単位数及び履修登録状況を確認してください。

最終年次とは、標準修業年限からすると3年次が原則であると考えられますが、法学既修者2年次についてもこの場合に当たることを明確にし、また、進級制（履修成果が一定水準に達しない学生に対し、次学年配当の授業科目の履修を制限する制度）により原級留置となった場合の年次に関する疑問を避ける等の理由から、最終年次としています。

履修登録可能な単位数の上限設定に再履修科目を含めている趣旨は、当該上限設定が過剰な科目履修を防止することにあることから、再履修科目についても、あらためて十分な予習・復習が必要と考えられるため、再履修科目を含めることが適当と考えることによります。

なお、履修科目登録可能な単位数の上限設定には、通常の授業時期以外に開講される集中講義の単位数も含まれます。

また、法学未修者1年次及び2年次における法律基本科目の学修の機会を確保するため、法学未修者1年次及び2年次に配当される法律基本科目については、履修登録可能な単位数の上限とは別に8単位を履修登録可能としています。

<根拠となる資料・データ等の例>

- ・履修科目登録可能な単位数の上限について定めた規則等
- ・長期履修制度の内容が把握できる資料（研究科規則、履修要項、長期履修計画書等）

<過去の評価における事例>

1 巡目

【改善を要する点（当該基準を満たしていない）】

- ・一部の授業科目について、最終年次における学生が履修科目として登録することのできる上限単位数に算入していない。

2 巡目

【改善すべき点（当該基準を満たしている）】

- ・法学未修者1年次について、単位化されていない正課外の授業を必ず履修することとされているため、履修登録可能な単位数の上限を実質的に超える可能性がある。

<関連するQ&A>

Q40～46

第4章 成績評価及び修了認定

4-1 成績評価

4-1-1 : 重点基準

学修の成果に係る評価（以下「成績評価」という。）が、次の各号を満たしていること。

- (1) 成績評価が、各授業科目において適切に設定された達成度に照らして、学生の能力及び資質を正確に反映する客観的かつ厳正なものとして行われていること。
- (2) 成績評価の基準が設定され、かつ、学生に周知されていること。
- (3) 成績評価の基準にしたがって成績評価が行われていること。
- (4) 成績評価の結果が、必要な関連情報とともに学生に告知されていること。
- (5) 期末試験を実施する場合には、実施方法についても適切に配慮されていること。
- (6) 再試験又は追試験を実施する場合には、受験者が不当に利益又は不利益を受けることのないよう特に配慮されていること。
- (7) 期末試験において筆記試験を実施しない場合には、筆記試験を実施せずに成績評価を行うことが授業科目の性質に照らして適切であるとする理由が明らかにされていること。

解釈指針 4-1-1-1

基準 4-1-1 にいう各授業科目における「達成度」は、当該法科大学院の設定する到達目標を踏まえ、各学年、配当学期及び各授業科目の性質にしたがい、また将来法曹となるに必要な基本的学識を考慮して、適切に設定されていることが必要である。

解釈指針 4-1-1-2

- (1) 基準 4-1-1 (2) にいう「成績評価の基準」については、成績のランク分け、各ランクの分布の在り方に関する法科大学院としての一般的な方針が設定され、かつ、各授業科目における成績評価の考慮要素があらかじめ明確に示されていることが必要である。ただし、授業科目の性質に照らして、これによることができない場合は、この限りでない。
- (2) 絶対評価方式を採る場合にあっては、授業科目間において評価の尺度が共通しており、また、教員間において尺度の設定に関する認識が共有されていることが必要である。

解釈指針 4-1-1-3

基準 4-1-1 (3) に関して、次の各号に掲げる措置又はこれに準ずる措置が講じられていることが必要である。

- (1) 成績評価について説明を希望する学生に対して説明する機会が設けられていること。
- (2) 各授業科目の成績評価に関するデータ（履修者数、合格率、成績分布等）が法科大学院の教員間で共有されていること。

解釈指針 4-1-1-4

基準 4-1-1 (4) にいう「必要な関連情報」には、成績分布に関するデータ（成績の各ランクに学生が何人存在しているか、又はその割合を示すデータのことをいう。）及び筆記試験やレポート課題等における成績評価の基準（筆記試験答案、レポート等を採点する際に、どのような点について言及することが求められているのか等、採点のポイントを示すものをいう。）を含む。

解釈指針 4-1-1-5

基準 4-1-1 (6) にいう「再試験」とは、期末試験の成績を考慮要素に含めた成績評価において合格とされなかった者に対して行われる試験をいう。また、「追試験」とは、一定のやむを得ない事情により期末試験を受験することができなかった者に対して行われる試験をいう。

解釈指針 4-1-1-6

再試験を実施する場合には、期末試験における不合格者の救済措置ではないと認められる相当の理由が存在していることが必要である。

解釈指針 4-1-1-7

成績評価に当たり、レポート、平常点等の評価を行う際には、個々の学生の能力及び資質を適正に評価していることが必要である。

<分析に当たっての留意点>

成績評価について、各授業科目において適切に設定された達成度に照らして、学期末試験等の試験問題内容が法曹養成に特化した専門職大学院にふさわしい内容、水準であるか、適切な成績評価基準が設定されているか、成績評価基準に基づいて厳格に実施されているか、成績評価の結果や成績評価基準が学生に周知されているか、確認してください。

解釈指針 4-1-1-2 において、成績のランク分け、各ランクの分布の在り方等、成績評価における考慮要素の明確化が求められていますが、これは、あらかじめ成績評価の考慮要素を明らかにするよう求めているものであり、絶対評価方式を採用することを否定したものではありません。絶対評価方式を採用する場合については、科目間において、また教員間において、絶対評価の尺度が共有されているという点が重要であると考えられます（Q48）。

解釈指針 4-1-1-3 に示した事項については、あくまで例示であり、例示された措置をすべて実施することを求めているものではありませんし、例示以外の措置を排除しているわけでもありません。

また、解釈指針 4-1-1-4 の「成績分布に関するデータ」については、受講学生が少人数のため個人が特定されるなどの不利益が学生に生じない限りは、筆記試験を行った授業科目に限らず、学生に告知することが必要となります。

なお、各法科大学院における厳格な成績評価等を判断する方法として、成績評価基準等の開示、履修科目の登録単位数の上限、実効性のある成績評価等の取組内容や状況の多角的な分析だけでなく、法科大学院制度の趣旨に沿った授業内容に対する学生の理解度や達成度等を把握できる試験問題等の内容・水準、成績分布等の分析が必要であると考えられます。そのため、評価実施前

年度分の期末試験問題（必要があればレポート、小テストも対象）、採点ポイント、授業科目に係る成績一覧表等を訪問調査前に法科大学院から提出していただき、確認するとともに、指定した期末試験答案（必要があればレポート、小テストも対象）を訪問調査時に確認することとしております。

＜根拠となる資料・データ等の例＞

- ・成績のランク分け、各ランクの分布の在り方についての一般的な方針、成績評価における考慮要素等について定めていることが把握できる資料（研究科規程、履修要項、シラバス等）
- ・成績評価について説明を希望する学生に対して説明する機会が設けられていることが把握できる資料（履修要項等）
- ・評価実施前年度に開講したすべての授業科目における成績分布の状況が把握できる資料（成績分布データ）
- ・各授業科目の達成度を示した資料（シラバス等）
- ・各授業科目における成績評価の考慮要素を示した資料（シラバス等）
- ・各種試験（期末試験、再試験、追試験等）の実施要領、実施状況が把握できる資料

＜過去の評価における事例＞

1 巡目

【改善を要する点（当該基準を満たしていない）】

- ・不可となった授業科目について翌年度の筆記試験の合格とその前年度の平常点等を合わせて単位認定を行う制度を設けており、厳格な成績評価及び適切な単位認定の在り方という観点から問題がある。
- ・成績評価における考慮要素について、一部の授業科目で正課外に行われた特講の成績が考慮要素の一つとされていた。
- ・法科大学院として、低い出席率で定期試験を受験することを容認している。

【改善を要する点（当該基準を満たしている）】

- ・一部の授業科目の成績評価における考慮要素について、出席点、平常点が全員（又はほぼ全員）に一律満点（又は一律満点に近いもの）となっている。
- ・一部の授業科目において、定期試験の採点合計点、成績評価における考慮要素（平常点、レポート、期末試験等）等の合計点が適切に整理されていない。
- ・1 授業科目において、成績評価における考慮要素の一つである課題の成績が、課題を提出すれば全員満点となるような成績の付け方となっている。
- ・成績評価における考慮要素について、同一授業科目内の担当教員間で平常点の付け方が統一されていない。
- ・一部の授業科目の成績評価における考慮要素について、出席を加点要素としている。
- ・成績評価における考慮要素や各考慮要素の配点割合について、一部の授業科目で学生に周知されていない。
- ・一部の授業科目の成績評価について、平常点が予定された配点割合を大きく超えて与えられている。
- ・一部の授業科目について、追試験受験者の成績評価における小テスト等の考慮要素の扱い方が、特段の理由なく期末試験受験者と異なっているため、追試験の受験者が不当に利益又は不利益を受けることのないよう配慮されていない。
- ・成績評価について、相対評価を採用する際の各ランクの分布の在り方の方針が法科大学院として定められていない。
- ・成績評価における各ランクの分布の在り方についての方針について、一部の学生に対して明確に示されていない。
- ・一部の科目分野において、科目間・教員間における評価尺度の共有化が行われていない。
- ・一部の授業科目において、学生に対して成績分布データが告知されていない。

- ・再試験や追試験において、期末試験と同一問題又は同一の範囲から類似した問題や選択肢が出題されている。
- ・一部の授業科目の前期クラスと後期クラスの期末試験の本試験において、一部同一又は類似の出題がされている。
- ・1 授業科目における再試験において、再試験合格者の成績評価結果が、定めている成績評価に沿っていない。
- ・配当年次が異なる別個の授業科目における再試験と追試験との間において、同一の設問が出題されているとともに、異なる到達度をそれぞれ評価するための採点上の工夫がなされていない。
- ・一部の授業科目において、期末試験に際し、学生に対して出題方針をあらかじめ公表したり、試験期間以前に試験問題を提示した上で期末試験の本試験が実施され、出題範囲が相当程度限定されている。
- ・一部の授業科目の成績評価において、当該法科大学院で定める成績評価基準とは異なる成績評価を行っている。

2 巡目

【是正を要する点（当該基準を満たしていない）】

- ・成績評価における考慮要素について、一部の授業科目で正課外に行われた授業の成績が考慮要素の一つとされていた。
- ・成績の各ランクの分布の在り方に関する方針について、学生にあらかじめ明確に示されていない。

【改善すべき点（当該基準を満たしている）】

- ・一部の授業科目の成績評価における考慮要素について、平常点が一律満点となっている。
- ・一部の授業科目の成績評価における考慮要素について、出席を加点要素としている。
- ・一部の授業科目の成績評価における考慮要素について、調整点の付与が適切に行われていない。
- ・出席回数と単位取得要件との関係が申し合わせ事項により統一されているにもかかわらず、シラバスにおいて不統一になっている。
- ・平常点の在り方に関する認識が教員間で共有されていない。
- ・相対評価における各ランクの分布の在り方に関する一般的な方針について定められていない。
- ・一部の授業科目において、成績評価における考慮要素の割合がシラバスにおいて示されていない。
- ・1 授業科目において、達成度に照らした適切な成績評価の方法がとられていない。
- ・原級留置となった場合、当該年度に配当される法律基本科目はすべて次年度に再履修しなければならないこととしているところ、再履修前の成績評価と再履修後の成績評価を比較し、より良好な方を当該学生の成績としている。
- ・一部の授業科目において、成績評価における考慮要素の割合等が不明確であり、学生にあらかじめ周知されていない。
- ・一部の授業科目において、学生に周知されている考慮要素どおりの成績評価が行われていない。
- ・一部の授業科目において、成績評価の考慮要素の合計点が当該法科大学院で定められた基準の満点である 100 点を超えている。
- ・1 授業科目において適正な採点が行われていないほか、一部の授業科目において評価基準が不明瞭であり、厳格な成績評価を行ったとは思われないような授業科目が見受けられた。
- ・1 授業科目において、答案の配点割合が不明瞭なものがある。
- ・1 授業科目において、期末試験の採点基準が不明確であり、客観的な基準や資料に基づいた成績評価が行われていない。
- ・一部の授業科目の成績評価において、当該法科大学院で定める成績評価基準とは異なる成績

評価を行っている。

- ・ 教員及び学生に公表されている「成績ランクの分布に関する一般的な方針」と異なる分布で成績評価が行われている。
- ・ 成績評価基準について、教員への周知が十分でなく、絶対評価について授業科目に対し求められる最小限度の到達度にどのような評点を与えるかなど、評価の尺度が共有されておらず、教員間において評価の尺度にばらつきがあることや、個々の授業科目ごとの絶対評価の基準を学生に対して事前に周知するなどの措置が、組織全体として講じられていない
- ・ 一部の授業科目において、絶対評価を採用しているにもかかわらず、答案等の厳格な採点を行っていない。
- ・ 非常勤講師が担当している一部の授業科目において、評価の尺度の共有が十分ではなく、成績評価基準が遵守されていない。
- ・ 一部の授業科目において、本試験と再試験又は追試験の間で類似の出題がされている。
- ・ 一部の授業科目における異なるクラスの実施時間を異にする小テストにおいて、同一の出題がされている。
- ・ 1 授業科目における再試験において、再試験前の補習授業の内容と類似の設問が出題されている。
- ・ 筆記試験の実施に関して、持ち込み可としている一部の授業科目においてレジュメや配付資料を持ち込むことで容易に得点可能となっているため、受験者の学習の成果を的確に反映できるような試験方法がとられていない。
- ・ 1 授業科目において、成績評価の結果を学生に通知する際に、必要な関連情報として告知される採点の基準が抽象的な内容となっている。

<関連するQ&A>

Q 3 5、Q 4 7～5 3

4-1-2

一学年を終了するに当たって学修成果が一定水準に達しない学生に対し、次学年配当の授業科目の履修を制限する制度（以下「進級制」という。）が原則として採用されていること。

解釈指針4-1-2-1

進級制を採用するに当たっては、各学年における達成度に照らして、対象学年、進級要件（進級に必要な修得単位数及び成績内容）、原級留置の場合の取扱い（再履修を要する授業科目の範囲）が適切に設定され、かつ、学生に周知されていることが必要である。

解釈指針4-1-2-2

進級要件を定めるに当たっては、GPA制度が導入され、かつ、厳格な成績評価による単位認定に基づいた進級判定のために活用されていることが望ましい。

解釈指針4-1-2-3

進級制を採用しない場合には、その理由が明らかにされるとともに、段階的学修を確保するための具体的な措置が定められ、その措置について学生に周知されていることが必要である。

<分析に当たっての留意点>

進級制については、単に進級制を採用しているだけではなく、厳格な成績評価及び修了認定の実効性を担保し、段階的履修を可能とする仕組みとしての進級制が採用されているかどうかについて確認してください。

また、解釈指針4-1-2-1において、対象学年、進級要件（進級に必要な修得単位数及び成績内容）、原級留置の場合の取扱いなどが、各法科大学院において設定され、学生に周知されていることと規定していますが、これは単に進級制の内容が設定・周知されていることのみで足りるものではなく、基準4-1-2で求める進級制の趣旨に適合するものか確認してください。

<根拠となる資料・データ等の例>

- ・進級制の対象学年、進級要件（進級に必要な修得単位数及び成績内容）、原級留置の場合の取扱い（再履修を要する授業科目の範囲）など、進級制について定めた内容が把握できる資料（研究科規則、履修要項等）
- ・GPA制度について定めた内容が把握できる資料（研究科規則、履修要項等）

<過去の評価における事例>

2 巡目

【改善すべき点（当該基準を満たしている）】

- ・2年コースと3年コースの進級要件において、必修授業科目の修得単位数に差が設けられており、進級時における学生の学力と各学年における達成度に照らし、適切な内容であるか検証する必要がある。

<関連するQ&A>

Q 5 4～5 7

4-2 修了認定及びその要件

4-2-1：重点基準

法科大学院の修了要件が、次の各号を満たしていること。

- (1) 3年（3年を超える標準修業年限を定める研究科、専攻又は学生の履修上の区分にあっては、当該標準修業年限）以上在籍し、93単位以上を修得していること。

この場合において、次に掲げる取扱いをすることができる。

ア 教育上有益であるとの観点から、他の大学院（他の専攻を含む。）において履修した授業科目について修得した単位を、30単位を超えない範囲で、当該法科大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすこと。

ただし、93単位を超える単位の修得を修了の要件とする法科大学院にあっては、その超える部分の単位数に限り30単位を超えてみなすことができる。

イ 教育上有益であるとの観点から、当該法科大学院に入学する前に大学院において履修した授業科目について修得した単位を、アによる単位と合わせて30単位（アのただし書により30単位を超えてみなす単位を除く。）を超えない範囲で、当該法科大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすこと。

また、上記に定めるところにより、当該法科大学院に入学する前に修得した単位（学校教育法第102条第1項の規定により入学資格を有した後、修得したものに限る。）を当該法科大学院において修得したものとみなす場合であって当該単位の修得により当該法科大学院の教育課程の一部を履修したと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案し、1年を超えない範囲で当該法科大学院が定める期間在学したものとみなすことができる。

ウ 当該法科大学院において必要とされる法学の基礎的な学識を有すると認める者（以下「法学既修者」という。）に関して、1年を超えない範囲で当該法科大学院が認める期間在学し、アとイによる単位と合わせて30単位（アのただし書により30単位を超えてみなす単位を除く。）を超えない範囲で当該法科大学院が認める単位を修得したものとみなすこと。

ただし、93単位を超える単位の修得を修了の要件とする法科大学院にあっては、その超える部分の単位数に限り30単位を超えてみなすことができる。

- (2) 次のアからカまでに定める授業科目につき、それぞれアからカまでに定める単位数以上を修得していること。ただし、3年未満の在学期間での修了を認める場合には、当該法科大学院において、アからウまでに定める授業科目について合計18単位以上並びにエからカに定める授業科目についてそれぞれエからカに定める単位数以上を修得していること。

なお、入学時に既に十分な実務経験を有する者であって、当該法科大学院において実務経験等を評価した上で適当と認められる場合には、カに属する授業科目のうち当該実務経験等に相当すると認められるものに代えて法律基本科目の履修を認め、これによる単位数をカに定める単位数に算入することができる（算入すること

のできる単位数は4単位を上限とする。))。

ア 公法系科目	8単位
イ 民事系科目	24単位
ウ 刑事系科目	10単位
エ 法律実務基礎科目	10単位
オ 基礎法学・隣接科目	4単位
カ 展開・先端科目	12単位

(3) 法律基本科目以外の科目の単位を、31単位以上修得していること(なお、(2)においてカに算入した法律基本科目の単位数は、この号に関する限り、展開・先端科目の単位数と読み替える。))。

解釈指針4-2-1-1

基準4-2-1(1)ウのただし書に定める単位数は、基準2-1-5のただし書による単位数に限るものとする。

解釈指針4-2-1-2

法科大学院の修了判定に当たっては、GPA制度が導入され、かつ、到達目標の達成度を評価するものとして活用されていることが望ましい。

解釈指針4-2-1-3

基準4-2-1(2)の「十分な実務経験」とは、例えば、租税法等について租税関係業務、特許法について特許関係業務、信託法について信託関係業務等、展開的・先端的な法領域に関する業務についての専門的実務経験であって、展開・先端科目を当該法科大学院において履修し単位取得したのと同程度と判断できるものをいう。

解釈指針4-2-1-4

基準4-2-1(2)にいう「実務経験等を評価した上で適当と認められるもの」について認められる法律基本科目の履修は、法律基本科目の選択必修科目又は選択科目に限られる。

解釈指針4-2-1-5

当該法科大学院が基準4-2-1(2)にいう「カに定める単位数」に算入することのできる単位数を認定するに当たっては、当該法科大学院における展開・先端科目に属する各授業科目を履修した場合に取得することのできる単位数に照らして、対象となる学生の実務経験を評価し、適正に判断することが必要である。

<分析に当たっての留意点>

修了要件が基準に定められた要件に適合しているか、修了判定の実施状況等を確認してください。

他の大学院において履修した授業科目を当該法科大学院の単位として認定する措置が採られている場合には、その単位認定が、当該法科大学院の教育課程としての一体性が損なわれるものとなっていないか、厳正で客観的な成績評価が確保されるものとなっているか確認することが必要です(Q58)。

十分な実務経験を有する者と認められる場合は、4単位を上限として法律基本科目の履修に代

えることが可能です。対象となる学生の実務経験が適正に判断されているか確認してください。

<根拠となる資料・データ等の例>

- ・修了に必要な修得単位数など、修了要件、修了認定について定めた規則
- ・他の機関において修得した授業科目の単位認定について定めた規則
- ・他の機関において修得した授業科目の内容が把握できる資料（シラバス等）
- ・GPA制度について定めた内容が把握できる資料（研究科規則、履修要項等）
- ・十分な実務経験を有する者に認める法律基本科目の履修について定めた規則

<関連するQ&A>

Q58～61

4-2-2

修了の認定に必要な修得単位数は、102単位が上限とされていること。ただし、基準2-1-5のただし書による単位数については、102単位の上限を超えることができる。

<分析に当たっての留意点>

修了要件が基準に定められた要件に適合しているか確認してください。

なお、平成26年8月11日付け文部科学省高等教育局長通知「法学未修者に対する法律基本科目の指導の充実について（通知）」において提言された内容を踏まえ、基準2-1-5において法律基本科目の必修科目の上限単位数とは別に、10単位を上限として単位を増加させている場合には、修了要件の上限単位数を超えて、当該単位分を増加させることができます。この場合、基準の上限を超える単位が、基準2-1-5による増加単位に当たるものとなっているか確認してください。

<根拠となる資料・データ等の例>

- ・修了に必要な修得単位数など、修了要件、修了認定について定めた規則

<関連するQ&A>

Q62

4-3 法学既修者の認定

4-3-1：重点基準

法科大学院が、当該法科大学院において必要とされる法学の基礎的な学識を有する者であると認める（法学既修者として認定する）に当たっては、適切に法律科目試験が実施されるとともに、その他の教育上適切な方法がとられていること。

解釈指針4-3-1-1

「適切な法律科目試験の実施及びその他の教育上適切な方法」とは、基準4-2-1(1)ウの趣旨に照らし当該法科大学院において必要とされる法学の基礎的な学識を有するか否かを判定するために適切な方法であって、法科大学院の入学者選抜における「公平性」、「開放性」、「多様性」の確保の要請に適合するものであることをいう。

解釈指針4-3-1-2

法律科目試験については、各試験科目について最低基準点を設定するなど、法学既修者として十分な能力を備えた者のみを合格させ、あるいは法学既修者として認定する措置を講じていることが必要である。

解釈指針4-3-1-3

当該法科大学院が法学既修者として認定した者について履修免除が認められる法律基本科目は、法律科目試験の対象となった分野に対応する授業科目に限られていることが必要である。

解釈指針4-3-1-4

- (1) 法学既修者としての認定は、法学未修者1年次に配当される必修の法律基本科目すべての単位を一括して免除する方法で行われていることが必要である。この場合において、履修免除単位数が20単位を下回らない範囲で次に掲げる取扱いをすることができる。
 - ア 教育上有益と認められる場合、一括して免除されるべき単位数の中から6単位を限度として、履修免除単位数を減少させることができる。
 - イ 法学未修者1年次に配当される必修の法律基本科目の一部について、2年次以降に履修することを前提に、法律科目試験の出題範囲に含めず、履修免除を行わないものとするができる。
- (2) 飛び入学制度を活用して法学既修者認定試験を実施する場合において、法学未修者1年次に配当される必修の法律基本科目の履修免除は、履修免除単位数が20単位を下回らない範囲で次の方法で行われていることが必要である。
 - ア 法学既修者認定試験において法学未修者1年次に配当される必修の法律基本科目すべてについて法律科目試験を実施する場合には、履修免除は、法学未修者1年次に配当される必修の法律基本科目すべての単位を一括して免除する方法で行われていることが必要である。この場合には、(1)アに定めた取扱いをすることができる。
 - イ 法学既修者認定試験において法学未修者1年次に配当される必修の法律基本科目の一部について試験を実施する場合には、履修免除は、法律科目試験を実施した法律基本科目すべての単位を一括して免除することが必要である。この場合において、法学未修者1年次に配当される必修の法律基本科目のうち法律科目試験を実施しなかったものについては、法学既修者として認定した者に対して、入学までに当該科目の試験を実施し、これに合格した者に対して当該科目の履修免除を行うことがで

きる。

解釈指針4-3-1-5

法律科目試験の実施に当たっては、当該法科大学院を置く大学出身の受験者と他の受験者との間で、出題及び採点において、公平を保つことができるような措置が講じられていることが必要である。

解釈指針4-3-1-6

学生が入学する法科大学院以外の機関が実施する法律科目試験の結果を考慮して、法学既修者としての認定を行うに当たり、当該機関が実施する法律科目試験をもって当該法科大学院の法律科目試験の試験に代えることは認められない。

解釈指針4-3-1-7

当該法科大学院が法学既修者として認定した者について認める在学期間の短縮が、修得したものとみなされる単位数との関係を適切に考慮したものとなっていることが必要である。

<分析に当たっての留意点>

法学既修者として認定するに当たって、適切な方法による判定が行われているか、確認してください。

解釈指針4-3-1-1において、「法学の基礎的な学識を有するか否かを判定するために適切な方法」とありますが、中央教育審議会において、「少なくとも憲法、民法、刑法については、論文試験を課すことにより、法的な文書作成能力を評価することが求められる」（特別委員会報告）と提言されていることに留意してください（Q63）。

また、法学既修者認定において履修免除が認められる授業科目が、法律科目試験の対象となった分野に対応しているか、法律科目試験が課されていない分野が履修免除されていないか確認してください。

法学既修者認定は、修業年限の1年を短縮するものとして、基本的には、法学未修者1年次の必修の法律基本科目を一括して履修免除するものである必要があります（Q65）。

解釈指針4-3-1-4における「履修免除単位数を減少させる」措置とは、例えば、法学既修者認定試験において、一部の試験科目が合格点を下回っているが、試験全体として優秀な成績である場合に、教育上有益であると認められるときは、法学既修者として認定することを排除するものではなく、この認定のあり方が適正なものであるかを含め、当該措置が適切なものであるか確認してください。

また、解釈指針4-3-1-5で「公平を保つことができるような措置」とありますが、具体例として、ある法科大学院の入学者選抜試験において、同じ大学の法学部で比較的最近出題された問題と類似の問題を出題しないことや、試験の出題者の個性を強く反映したり、出題者の学部授業を履修していた者のみが有利となるような問題を出題しないこと、採点の際の匿名性が確保されていることなどが考えられます。

<根拠となる資料・データ等の例>

- ・ 法学既修者の認定について定めた規則
- ・ 法律科目試験の問題
- ・ 入学者選抜要項
- ・ 入試説明会の配布資料、入試情報が掲載されたウェブサイトの該当箇所

<過去の評価における事例>

1 巡目

【改善を要する点（当該基準を満たしていない）】

- ・法学既修者として認定した者について、法律科目試験に含まれない授業科目の単位を修得したものとみなしており、適正な判定方法によるものであることを明らかにされていないとともに、法学既修者として認定した者について認める在学期間の短縮が、修得したものとみなされる単位数との関係を適切に考慮したものとなっていない。

2 巡目

【改善すべき点（当該基準を満たしている）】

- ・法学既修者認定試験問題について、当該大学の法学部試験問題と関連・重複していないか確認する体制がとられていない。
- ・法学既修者認定において、法学既修者認定試験科目に含まれていない科目についても履修免除している。
- ・法学既修者認定試験問題について、当該法科大学院を置く大学出身の受験者と他の受験者との間で、出題の公平を保つ措置を講じる必要がある。

<関連するQ&A>

Q 6 3～6 7

第5章 教育内容等の改善措置

5-1 教育内容等の改善措置

5-1-1

教育の内容・方法等の改善を図るための研修及び研究が、組織的かつ継続的に行われていること。

解釈指針 5-1-1-1

「教育の内容・方法等の改善」の対象として、例えば、次の各号に掲げるものが考えられる。

- (1) 教育内容に関わるものとして、科目区分を意識したシラバスと授業の内容、学生の理解度や習熟度に配慮した授業の内容、授業科目間の連携及び授業内容の相互調整、理論的教育と実務的教育の架橋を図る授業内容等。
- (2) 教育方法に関わるものとして、双方向的又は多方向的な密度の高い教育を実施するための、適正な規模のクラス編成、授業の進め方やその形態の工夫、学生に対する発問や質疑への対応の仕方、学生相互間の討論を導き出す工夫、予習復習に関する適切な指示、授業で使用する教材や配付資料の選定等。
- (3) 成績評価基準の内容、成績評価の厳格な実施等。
- (4) 学生に対する教育指導に関する教員の資質能力の向上等。

解釈指針 5-1-1-2

「研修及び研究」として、例えば次の各号に掲げるものが考えられる。

- (1) 教育の内容及び方法に対する学生（修了者を含む。）、同僚教員、外部者等の評価を受けて行う教員相互の討議。
- (2) 国内外の専門家を交えた講演会、研修会、シンポジウム等の開催。
- (3) 国内外の大学や研究所等における教育の内容及び方法に関する情報や研究成果の集積・活用。

解釈指針 5-1-1-3

「研修及び研究」を行うに当たって配慮すべき事項として、例えば次の各号に掲げるものが考えられる。

- (1) 研究者教員のうち、実務上の知見が不足すると認められる者については、担当する授業科目に関連する実務上の知見を補完する機会を得させ、また実務家教員のうち、教育上の経験が不足すると認められる者については、これを補うための教育研修の機会を得させること。
- (2) カリキュラムの効果的な実施のために、教員相互の連携が特に求められている授業科目（複数のクラスを異なる教員が担当する授業科目、実務家教員と研究者教員との連携が求められる法律実務基礎科目等）については、授業内容の決定、カリキュラム作成時の協議等、教員が相互に連携する機会を十分に確保すること。

解釈指針 5-1-1-4

「組織的かつ継続的に行われていること」とは、法科大学院内に教育内容等の改善に関する組織が設置され、当該組織が収集管理する情報に基づき、改善すべき項目及びその方法に関する方針が決定され、改善に結びつける取組が法科大学院として継続的に実施されていることをいう。

<分析に当たっての留意点>

法科大学院における教育等の質の向上を図るためには、組織的なマネジメントサイクルが適切に機能していることが重要であり、教育内容等の改善を図るための研修や研究を実施し、その成果を適切に改善措置に結びつけていく必要があると考えます。

このため、当該基準では、「教育の内容・方法等の改善を図るための研修及び研究が、組織的かつ継続的に行われていること」とし、その趣旨を踏まえ、解釈指針5-1-1-4においては、「法科大学院内に教育内容等の改善に関する組織が設置」されており、「改善に結びつける取組が継続的に実施されている」こととしています(Q69)。

単に研修及び研究を実施していることのみではなく、その成果が改善措置に適切に反映されるようにしているかどうかを含めて確認してください。

<根拠となる資料・データ等の例>

- ・ファカルティ・ディベロップメント（以下「FD」という。）に関する委員会組織の関係図等、役割と責任が把握できる資料（委員会規則等）
- ・FDに関する委員会の開催状況・内容、研修会及び講演会の実施状況・内容が把握できる資料（委員会の議事要旨、配付資料、参加状況、実施状況一覧、研修会や講演会の開催案内、配付資料、参加状況、実施状況一覧等）
- ・授業評価アンケートを行っている場合、そのデータ等（アンケートの内容、実施方法、回収率、集計結果、改善措置等）
- ・学生投書箱、意見箱、要望ボックス等に寄せられた意見、意見への対応、制度の活用状況が把握できる資料

<過去の評価における事例>

1 巡目

【改善を要する点（当該基準を満たしている）】

- ・授業に関する学生アンケートの回収率が低い。

<関連するQ & A>

Q68～69

第6章 入学者選抜等

6-1 入学者受入

6-1-1

法科大学院は、公平性、開放性及び多様性の確保を前提として、各法科大学院の教育の理念及び目標に照らして、入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）を設定していること。

<分析に当たっての留意点>

当該法科大学院の理念及び目標に照らして、入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）が明確に設定されているか、確認してください。

また、設定されたアドミッション・ポリシーの内容について、「公平性」、「開放性」、「多様性」の確保に合致しているかについても確認してください。

<根拠となる資料・データ等の例>

- ・アドミッション・ポリシーが周知されたことが把握できる資料（入学者選抜要項等の刊行物やウェブサイト等）
- ・入試説明会等の開催状況（日時、場所等）が把握できる資料（実施状況一覧、参加状況及び配布資料等）

6-1-2

法科大学院には、入学者の適性及び能力等の評価、その他の入学者受入に係る業務（法学既修者の認定に係る業務を含む。）を行うための責任ある体制が整備されていること。

<分析に当たっての留意点>

入学者選抜に当たり、責任ある組織体制が整備されているか確認してください。

<根拠となる資料・データ等の例>

- ・入学者選抜の実施体制について把握できる資料（委員会の所掌事項を定めた組織図、入試委員会規程等）

6-1-3

各法科大学院の入学者受入方針に照らして、入学者選抜における公平性及び開放性が確保されていること。

解釈指針6-1-3-1

入学者選抜における公平性及び開放性を確保するため、次の各号に掲げる取組が行われていることが必要である。

- (1) 入学者選抜において、当該法科大学院を置く大学の主として法学を履修する学科又は課程等に在学、又は卒業した者（以下「自校出身者」という。）について優先枠を設けるなどの優遇措置を講じていないこと。入学者に占める自校出身者の割合が著しく高い場合には、それが公平性、開放性及び多様性の確保に反する措置によるものでないこと。
- (2) 入学者に対して法科大学院への寄附等の募集を行う場合には、その開始時期は入学後とし、それ以前にあっては募集の予告にとどめていること。
- (3) 身体に障害のある者に対して、等しく受験の機会を確保し、障害の種類や程度に応じた特別措置や組織的対応を工夫するよう努めていること。

<分析に当たっての留意点>

入学者選抜における公平性及び開放性が確保されているか確認してください。具体的には自校出身者についての優遇措置の有無、さらには、特定の大学の出身者とその他の者とを区別していないかなどについて確認してください。

解釈指針6-1-3-1(1)で「著しく高い」とありますが、具体的な数値を示すことは困難と考えています。機構の評価においては、法科大学院の規模、入学志願者の動向等を考慮して判断することとしています。

同解釈指針(2)では、法科大学院が寄附等の募集を行う場合には、入学後に募集開始するものとし、それ以前にあっては募集の予告にとどめているか確認してください。寄附等の募集を行っていない場合には、「該当なし」と記述してください。

同解釈指針(3)では、身体に障害のある者に対しても、等しく受験の機会を確保し、障害の種類や程度に応じた特別措置や組織的対応を工夫しているか、確認してください。

なお、今までに、身体に障害のある者による受験希望がない場合であっても、仮に身体に障害のある者が入学を希望した場合に、現段階で想定している受験場の措置や組織的な対応が、等しく受験の機会を確保するものとなっているか確認してください(Q70)。

<根拠となる資料・データ等の例>

- ・ 入学者選抜要項
- ・ 入学資格を示す資料（研究科規則等）
- ・ 入学試験問題
- ・ 学生数の状況（様式2）
- ・ 入試説明会における配布資料、入試情報が掲載されたウェブサイトの該当箇所
- ・ 寄附について定めた規則、実際の募集状況が把握できる資料
- ・ 身体に障害のある者に対する特別措置や組織的対応（予定を含む。）が把握できる資料

<関連するQ&A>

Q70

6-1-4：重点基準

入学者選抜に当たっては、法科大学院において教育を受けるために必要な入学者の適性及び能力等が適確かつ客観的に評価されていること。

解釈指針6-1-4-1

入学者選抜に当たっては、適性試験を用いて、法科大学院における履修の前提として要求される判断力、思考力、分析力及び表現力等が、適確かつ客観的に評価されていることが必要である。

解釈指針6-1-4-2

入学者選抜において、適性試験の成績が適切に利用されていることを確保するため、次の各号に掲げる措置が講じられていることが必要である。

(1) 適性試験において著しく低い点数の者を入学させないよう、各法科大学院において、入学最低基準点を設定する必要がある。

その際、入学最低基準点については、総受験者の下位から15%を基本とする。

(2) 入学最低基準点は、各法科大学院の募集要項等に明示するなど、受験者に周知することが必要である。

解釈指針6-1-4-3

法学未修者に対して、法律学の知識及び能力の到達度を測ることができる試験（法学検定試験等）の結果を加点事由とすることは適切ではない。

解釈指針6-1-4-4

法学既修者の入試科目及び出題範囲は、原則として、法学未修者コース1年次教育の科目及び範囲と等しいことが求められる。

法学既修者の入学試験において、学部3年次生の受験を認めるいわゆる飛び入学のための試験を実施する場合には、入学後に十分な学修を期待することができる適性及び能力をもつ者であることを、学部における成績などもあわせて考慮して、適確に判定することが求められる。

<分析に当たっての留意点>

入学者選抜において、適性及び能力等が適確かつ客観的に評価されているか確認してください。

具体的には、法科大学院全国統一適性試験（以下、適性試験と表記します。）、その他の入学試験の成績、学部等における学業成績、学業以外の活動実績等を総合的に考慮して、公平に可否を判定する方法が採用されているかなどについて確認してください。

法学未修者への入学者選抜において、旧司法試験の短答式試験や論文式試験、法学に関する一定の学力を必要とする各種資格試験の合格実績をもって加点することは、法学以外の多様なバックグラウンドを有する者よりも、法学の知識を有する者を有利に扱うものであり、適切ではないと考えます（Q71）。

<根拠となる資料・データ等の例>

- ・入学者選抜要項
- ・入学試験問題
- ・適性試験の成績の利用に関する方針や合格者における適性試験の平均点・最低点などが把握できる資料

<過去の評価における事例>

1 巡目

【改善を要する点（当該基準を満たしていない）】

- ・法学未修者の入学者選抜試験においても、旧司法試験での短答式試験や論文式試験の合格事由を加点・考慮要素としている。
- ・入学者選抜において、3年課程と2年課程を併願した場合の3年課程の選抜について、法学未修者に対しても学修評価において主として法律科目試験の成績が考慮されている。

2 巡目

【改善すべき点（当該基準を満たしている）】

- ・法学既修者認定試験について、当該法科大学院において必要とされる法学の基礎的な学識を有するか否かは適切に判定されていたものの、法律専門科目試験の配点割合が低く、適切な配点割合とはいえない状況であった。

<関連するQ&A>

Q 7 1

6-1-5

入学者選抜に当たっては、多様な知識又は経験を有する者を入学させるよう努めていること。

解釈指針 6-1-5-1

多様性を確保するため、入学者選抜において、次の各号に掲げる措置が講じられていることが必要である。

- (1) 大学等の在学者については、学業成績のほか、多様な学識及び課外活動等の実績を適切に評価するよう努めていること。
- (2) 実務等の経験を有する者については、多様な実務経験及び社会経験等を適切に評価するよう努めていること。
- (3) 入学者のうち法学を履修する課程以外の課程を履修した者、又は実務等の経験を有する者の占める割合が3割以上となるよう努めていること。

<分析に当たっての留意点>

多様な知識又は経験を有する者を入学させるよう努めているか確認してください。入学志願者の動向等に照らして、法学関係の課程出身でない者、実務等の経験を有する者から一定割合（両者を合わせて3割）以上を選抜するために必要な措置が講じられているか、確認してください。

また、解釈指針6-1-5-1（2）で「実務等の経験を有する者」とありますが、これについて基準や解釈指針の中では具体的な定義をしておりません。各法科大学院でどのような者がこれに該当すると考えているか自己評価書及び「様式2-1」に基づき、その状況を分析します（Q72）。

<根拠となる資料・データ等の例>

- ・入学者選抜要項
- ・学生数の状況、当該法科大学院における実務等の経験を有する者及び他学部出身者の定義を明示した資料（様式2-1）
- ・多様な知識又は経験を有する者が入学していることが把握できる資料

<関連するQ&A>

Q72

6-2 収容定員及び在籍者数等

6-2-1

法科大学院の在籍者数については、収容定員を上回ることはないよう努めていること。また、在籍者数が収容定員を上回った場合には、この状態が恒常的なものとならないための措置が講じられていること。

解釈指針 6-2-1-1

「収容定員」とは、入学定員の3倍の数をいう。また、「在籍者」には、原級留置者及び休学者を含む。なお、年度ごとに入学定員が異なる場合は、直近3か年分の総和をもって収容定員とする。

<分析に当たっての留意点>

在籍者数が収容定員を上回る状況が恒常的なものにならないよう配慮されているか、確認してください。

在籍者数が収容定員を上回る場合は、その改善のための措置が講じられているか、確認してください。

<根拠となる資料・データ等の例>

- ・学生数の状況（様式2-1）
- ・在籍者数が収容定員を上回った状態が恒常的なものとならないための措置を講じていることが把握できる資料（会議資料、議事要旨等）

<過去の評価における事例>

2巡目

【是正を要する点（当該基準を満たしていない）】

- ・在籍者数が収容定員を恒常的に上回っている状態にあり、このような状態が恒常的なものとならないための措置が講じられていない。

<関連するQ&A>

Q73

6-2-2

入学者受入において、所定の入学定員と著しく乖離していないこと。

解釈指針6-2-2-1

入学者受入において、所定の入学定員と乖離しないよう必要な措置が講じられている必要がある。

解釈指針6-2-2-2

5年の評価期間中において、評価実施年度における入学定員充足率が50%を下回っており、かつ、他の4年間において入学定員充足率が50%を下回る年度が2回以上あった場合には、原則として、所定の入学定員と著しく乖離していないとはいえない。ただし、基準に適合しているか否かの最終的な判断は、夜間開講や地域性等の個別の事情を勘案して行う。

解釈指針6-2-2-3

双方向的又は多方向的な授業を効果的かつ継続的に実施するため、入学者数が原則として10人を下回らないこと。ただし、基準に適合しているか否かの最終的な判断は、夜間開講や地域性等の個別の事情を勘案して行う。

<分析に当たっての留意点>

入学者が入学定員と乖離しないよう努めているか、乖離が認められた場合、是正する具体的な取組がなされているか、確認してください。

なお、ここでいう「乖離」とは、入学者数が入学定員を下回る場合も含まれます。

入学定員充足率が50%を下回っていないか、入学者数が10人を下回っていないかを確認してください。

<根拠となる資料・データ等の例>

- ・学生数の状況（様式2-1）
- ・入学者数が入学定員と乖離しないよう努めていることが把握できる資料（会議資料、議事要旨等）

<過去の評価における事例>

2巡目

【是正を要する点（当該基準を満たしていない）】

- ・評価実施年度に定員充足率が50%を下回っており、かつ、他の4年間において定員充足率が50%を下回る年度が2回以上あった事例。

【改善すべき点（当該基準を満たしている）】

- ・評価実施年度に定員充足率が50%を下回っており、かつ、他の4年間において定員充足率が50%を下回る年度があった事例。

<関連するQ&A>

Q74～74-2

6-2-3：重点基準

在籍者数、入学者選抜における競争倍率、専任教員数、修了者の進路及び活動状況等を総合的に考慮し、入学定員の見直しを含む入学者選抜の改善への取組が適宜行われていること。

解釈指針6-2-3-1

「入学者選抜における競争倍率」とは、合格者数に対する受験者数の割合をいう。

解釈指針6-2-3-2

入学者選抜における選抜機能を十分に働かせるため、入学者選抜における競争倍率は、原則として2倍を下回らないことが必要である。

なお、5年の評価期間中において、評価実施年度に入学者選抜における競争倍率が2倍を下回っており、かつ、他の4年間において入学者選抜における競争倍率が2倍を下回る年度が2回以上あった場合には、十分な競争倍率に達しているとはいえない。

<分析に当たっての留意点>

在籍者数、入学者選抜における競争倍率、専任教員数、修了者の進路及び活動状況等を総合的に考慮して、現在の入学定員が適切であるかどうか、また入学者選抜の方法について改善の必要があるかどうかを判断し、これらについて見直しの必要があるとすれば、その改善のためにどのような取組を行っているか確認してください。

入学者選抜における競争倍率については、2倍を下回っていないか確認してください。

また、入学定員充足率についても、50%を下回っていないか確認してください。

<根拠となる資料・データ等の例>

- ・ 学生数の状況（様式2-1）
- ・ 教員一覧、教員分類別内訳（様式3）
- ・ 科目別専任教員数一覧（様式4）
- ・ 修了者の進路及び活動状況（司法試験の合格状況及び法曹としての活動状況、並びに企業及び官公庁その他専門的な法律知識等を必要とする職域への進路及び活動状況）が把握できる資料
- ・ 司法試験の合格状況（様式2-2）
- ・ 入学者選抜の改善への取組を行っていることが把握できる資料（会議資料、議事要旨等）

<過去の評価における事例>

2巡目

【是正を要する点（当該基準を満たしていない）】

- ・ 評価実施年度に定員充足率が50%を下回っており、かつ、他の4年間において定員充足率が50%を下回る年度が2回以上あった事例。

【改善すべき点（当該基準を満たしている）】

- ・ 評価実施年度に定員充足率が50%を下回っており、かつ、他の4年間において定員充足率が50%を下回る年度があった事例。

<関連するQ&A>

Q74～74-2

第7章 学生の支援体制

7-1 学習支援

7-1-1

各法科大学院の教育の理念及び目標に照らして、学生が課程の履修に専念して教育課程上の成果を上げることができるよう、学習支援の体制が十分に整備されていること。

解釈指針7-1-1-1

「学習支援」として、ガイダンス及び個別に学生に対して行う履修指導・学習相談・各種の助言等が適切に行われていることが必要である。また、導入ガイダンスや事前学習会等を入学前に実施する場合には基準7-1-1にいう「学習支援」に含まれる。

解釈指針7-1-1-2

- 「学習支援」として、入学時に、次の各号に掲げる配慮がされていることが必要である。
- (1) 法科大学院における教育への導入として、入学当初から効果的な学習を行うための配慮がされていること。
 - (2) 法学未修者に対しては、1年次に配当される法律基本科目の学習を適切に行うための特段の配慮がされていること。

解釈指針7-1-1-3

「学習支援」として、オフィスアワーが設けられている場合には、それを有効に活用できるように、学生に対して各教員のオフィスアワーの日時、場所及び面談の予約の方法等が周知されていることが必要である。また、オフィスアワーが設けられていない場合であっても、教員と学生とのコミュニケーションを十分に図ることができるような措置が講じられていることが必要である。

解釈指針7-1-1-4

「学習支援の体制」として、チューター、ティーチング・アシスタント、法曹関係者によるアドバイザー等の各種教育補助者（事務職員及び図書館職員を除く。）による学習支援体制の整備に努めていることが必要である。

解釈指針7-1-1-5

解釈指針7-1-1-4にいう各種教育補助者による学習支援において、試験での解答の作成方法に傾斜した技術的教育や、理解を伴わない断片的な知識の機械的な暗記をさせる教育など受験技術優先の指導に偏した教育を実施することは適切でない。

<分析に当たっての留意点>

法科大学院の教育の理念及び目標に照らして、教育課程上の成果を上げるため、ガイダンスや学生に対して個別に行う履修指導、学習相談などによるカリキュラム全体に関する学習支援の体制がとられているか確認してください（Q75）。

解釈指針7-1-1-2の（1）について、法学未修者及び法学既修者に対して、入学時に、学習が適切に行われるよう、学習支援の配慮がなされているか確認してください。

また、チューター、ティーチング・アシスタントなどの各種教育補助者による学習支援体制の整備に努めているか確認してください。

「学習支援」には、正課外の補修指導等における学習支援も含まれますが、法科大学院がこれ

らの補修指導等を行っている場合には、その内容が司法試験対策に偏ったものになっていないか、確認する必要があります（Q76）。

<根拠となる資料・データ等の例>

- ・説明会、ガイダンス等の履修指導の実施状況が把握できる資料（開催案内、配付資料、説明担当者、参加状況等）
- ・履修指導、学習相談、各種の助言等の実施体制が把握できる資料（履修要項等）
- ・オフィスアワーについて、各教員のオフィスアワーの日時、場所又は面談の予約の方法等が明示された資料や周知状況が把握できる資料（利用案内、ウェブサイト等）
- ・学生の学習支援の利用状況や具体的事例が把握できる資料
- ・学習相談等のために整備された施設等に関する資料
- ・学生投書箱、意見箱、要望ボックスなど学生の意見を汲み上げる制度が把握できる資料
- ・各種教育補助者による学習支援体制について定めた規則等

<関連するQ&A>

Q75～77

7-2 生活支援等

7-2-1

学生が在学期間中に法科大学院の課程の履修に専念できるよう、学生の経済的支援及び学生生活に関する支援体制の整備に努めていること。

解釈指針 7-2-1-1

「経済的支援」とは、入学料・授業料の減免及び徴収猶予のほか、奨学基金の設定、卒業生等の募金による基金の設定、他の団体等が給付又は貸与する奨学金への応募の紹介等の措置をいう。

解釈指針 7-2-1-2

「学生生活に関する支援体制の整備」とは、学生の健康相談、生活相談、各種ハラスメント相談、メンタル・ケア、カウンセリング等を目的とした保健センター及び学生相談室等を設置するなどの相談助言体制の整備をいう。

<分析に当たっての留意点>

学生の経済的支援や学生生活に関する支援体制の整備に努めているか確認してください。

具体的には、入学料・授業料の減免（＝減額又は免除）、徴収猶予、奨学基金の設定、卒業生等の募金による基金の設定、他の団体等が給付又は貸与する奨学金の紹介等の措置を通じて学生が奨学金制度を利用できるような制度を設けているか、学生の健康相談、生活相談、各種ハラスメントの相談、メンタル・ケア、カウンセリング等を行う担当者や相談窓口等を置いているかなどについて、確認してください。

<根拠となる資料・データ等の例>

- ・奨学金や教育ローン等の募集要項、規則、利用実績が把握できる資料
- ・経済的支援及び学生生活に関する相談助言体制の整備状況、利用実績が把握できる資料
- ・各種ハラスメント等に対応するための体制が把握できる資料（組織規則、ガイドライン等）
- ・保健センター、学生相談室等の概要が把握できる資料

7-3 障害のある学生に対する支援

7-3-1

身体に障害のある学生に対して、次の各号に掲げる支援体制の整備に努めていること。

- (1) 修学のために必要な基本的な施設及び設備の整備充実。
- (2) 修学上の支援、実習上の特別措置。

<分析に当たっての留意点>

身体に障害のある者に対する配慮（施設・設備、支援体制など）がなされるよう努めているか確認してください。

具体的には、身体に障害のある者に対しても、修学のために必要な基本的な施設及び設備の整備充足に努めているか、修学上の支援、実習上の特別措置を認めるなど相当な配慮に努めているか、確認してください。

なお、現在、身体に障害のある学生が在籍していない場合であっても、仮に身体に障害のある学生が入学を希望又は入学した場合に、現段階で可能と考えられる支援のための施設及び設備、措置や体制の状況（予定を含む）について確認してください（Q78）。

<根拠となる資料・データ等の例>

- ・ 障害のある学生に対して整備された施設及び設備の状況が把握できる資料
- ・ 障害のある学生に対して行っている修学上の支援及び実習上の特別措置が把握できる資料
- ・ 支援スタッフ（ノートテイカー等）の配置状況が把握できる資料

<関連するQ&A>

Q78

7-4 職業支援（キャリア支援）

7-4-1

学生支援の一環として、学生がその能力及び適性、志望に応じて、主体的に進路を選択できるように、適切な相談窓口を設置するなどにより、必要な情報の収集・管理・提供、ガイダンス、指導、助言に努めていること。

<分析に当たっての留意点>

学生支援の一環として、学生がその能力及び適性、志望に応じて主体的に進路を選択できるように、必要な指導・助言等に努めているか確認してください。

なお、必要な学生支援策の例示として、適切な相談窓口を設置することが挙げられていますが、単に相談窓口を設置していることのみで足りるものではなく、この基準で求める趣旨に適合しているかどうかを含めて確認してください。

<根拠となる資料・データ等の例>

- ・職業支援（キャリア支援）に関する情報を提供していることが把握できる資料（採用案内等）
- ・相談窓口の概要、相談員の配置状況、学生の利用状況等が把握できる資料
- ・職業支援（キャリア支援）に関する体制が把握できる資料（委員会、センターの概要、組織図等）
- ・説明会、進路指導等の実施状況が把握できる資料（開催案内、配付資料、参加状況等）

第8章 教員組織

8-1 教員の資格及び評価

8-1-1：重点基準

研究科及び専攻の種類及び規模に応じ、教育上必要な教員が置かれていること。

<分析に当たっての留意点>

基準8-1-1では、法科大学院の規模に応じ、教育上必要な教員が置かれているか確認してください。

この基準は教員組織に関する総論的な基準であるため、基準に適合しているかどうかの判断に当たっては、第8章の他の基準の分析結果を踏まえて、法科大学院の規模に応じ、教育上必要な教員が置かれているか分析することになります。

なお、ここでの「教員」とは、兼担・兼任教員を含む法科大学院の全教員を指します(Q79)。

また、第8章については、教員組織調査専門部会において、法科大学院の専任教員等について、当該授業科目を担当するにふさわしい教育上の経歴・年数、研究業績、職務上の実績等を有しているか、調査(以下、「科目適合性の調査」と表記します。)することとしていますので、基準の適合性はこの調査結果を踏まえて判断することになります。

<根拠となる資料・データ等の例>

- ・教員一覧、教員分類別内訳(様式3)

<過去の評価における事例>

1 巡目

【改善を要する点(当該基準を満たしていない)】

- ・法律基本科目の一部の授業科目について、担当教員の教育研究業績等との適合性が認められなかった授業科目があり、その結果、法律基本科目の一部の科目について、適切に指導できる専任教員が配置されていないと判断された。
- ・法律基本科目の一部の科目について、専任教員が配置されていない。

【改善を要する点(当該基準を満たしている)】

- ・担当教員の教育研究業績等との適合性が認められなかった授業科目がある。

2 巡目

【改善すべき点(当該基準を満たしている)】

- ・担当教員の教育研究業績等との適合性が認められなかった授業科目がある。

<関連するQ&A>

Q79

8-1-2：重点基準

基準8-1-1に定める教員のうち、次の各号のいずれかに該当し、かつ、その担当する専門分野に関し高度の教育上の指導能力があると認められる者が、専任教員として専攻ごとに置かれていること。

- (1) 専攻分野について、教育上又は研究上の業績を有する者
- (2) 専攻分野について、高度の技術・技能を有する者
- (3) 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有する者

解釈指針8-1-2-1

基準8-1-2に規定する専任教員は、教育上支障を生じない場合には、一個の専攻に限り、博士課程（前期及び後期の課程に区分する博士課程における前期の課程を除く。）を担当する教員のうち基準8-1-2の資格を有する者（大学院設置基準第8条第3項及び第9条第2項の規定の適用を受けるものを除く。）がこれを兼ねることができる。

<分析に当たっての留意点>

基準に掲げられた専任教員が置かれているか、確認してください。

<根拠となる資料・データ等の例>

- ・教員一覧、教員分類別内訳（様式3）

<過去の評価における事例>

【改善を要する点（当該基準を満たしていない）】

- ・法律基本科目の一部の授業科目について、担当教員の教育研究業績等との適合性が認められなかった授業科目があり、その結果、法律基本科目の一部の科目について、適切に指導できる専任教員が配置されていないと判断された。
- ・法律基本科目の一部の科目について、専任教員が配置されていない。

【改善を要する点（当該基準を満たしている）】

- ・担当教員の教育研究業績等との適合性が認められなかった授業科目がある。

2 巡目

【改善すべき点（当該基準を満たしている）】

- ・担当教員の教育研究業績等との適合性が認められなかった授業科目がある。

<関連するQ&A>

Q 79～81

8-1-3

教員の採用及び昇任に関し、教員の教育上の指導能力等を適切に評価するための体制が整備されていること。

<分析に当たっての留意点>

専任教員にあつては採用及び昇任、兼担・兼任教員にあつては採用に関し、教員の教育上の指導能力等を適切に評価するための体制が整備されているか、確認してください。その際、教授会で決定しているかということのみならず、例えば、事前に選考委員会を開催し、業績内容・教育上の指導能力を審査しているかなど、選考基準や審査の仕組みなどについても確認してください。

<根拠となる資料・データ等の例>

- ・教員の採用及び昇任について定めた規則

<過去の評価における事例>

1 巡目

【改善を要する点（当該基準を満たしている）】

- ・兼任教員や兼任教員の採用に関する取扱いが明確に定められていない。

<関連するQ&A>

Q 7 9

8-2 専任教員の配置及び構成

8-2-1 : 重点基準

法科大学院には、専攻ごとに、平成11年文部省告示第175号の別表第一及び別表第二に定める修士課程を担当する研究指導教員の数の1.5倍の数（小数点以下の端数があるときは、これを切り捨てる。）に、同告示の第2号、別表第一及び別表第二に定める修士課程を担当する研究指導補助教員の数を加えた数の法科大学院でのみ専任とされている専任教員（以下「専属専任教員」という。）を置くとともに、同告示の別表第三に定める修士課程を担当する研究指導教員1人当たりの学生の収容定員に4分の3を乗じて算出される収容定員の数（小数点以下の端数があるときは、これを切り捨てる。）につき1人の専属専任教員が置かれていること。

解釈指針8-2-1-1

基準8-2-1により専攻ごとに置くものとされる専属専任教員は、専門職学位課程たる法科大学院について1専攻に限り専任教員として取り扱われていることが必要である。

解釈指針8-2-1-2

基準8-2-1により専攻ごとに置くものとされる専属専任教員の数の半数以上は、原則として教授であることが必要である。

解釈指針8-2-1-3

法科大学院には、その教育の理念及び目標を実現するために必要と認められる場合には、基準8-2-1に定める数を超えて、専属専任教員が適切に置かれていることが望ましい。

<分析に当たっての留意点>

専門職大学院設置基準に定める数以上の専属専任教員が置かれており、その半数以上が、原則として教授であるか確認してください。

<根拠となる資料・データ等の例>

- ・教員一覧、教員分類別内訳（様式3）
- ・科目別専任教員数一覧（様式4）

<過去の評価における事例>

1 巡目

【改善を要する点（当該基準を満たしていない）】

- ・法律基本科目の一部の授業科目について、担当教員の教育研究業績等との適合性が認められなかった授業科目があり、その結果、法律基本科目の一部の科目について、適切に指導できる専任教員が配置されていないと判断された。
- ・法律基本科目の一部の科目について、専任教員が配置されていない。

<関連するQ&A>

Q79、80

8-2-2：重点基準

法律基本科目（憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法）については、いずれも当該科目を適切に指導できる専属専任教員（専ら実務的側面を担当する教員を除く。）が置かれていること。

解釈指針8-2-2-1

専任教員の科目配置について、入学定員100人を超える法科大学院においては、次の各号に掲げる人数の専属専任教員が各科目に置かれていることが必要である。

- (1) 入学定員101～199人の法科大学院については、法律基本科目のうち民法に関する分野を含む少なくとも3科目について複数の専属専任教員が置かれていること。
- (2) 入学定員200人以上の法科大学院については、法律基本科目のうち、少なくとも公法系に4人、刑事法系に4人、民法に関する分野に4人、商法に関する分野に2人、民事訴訟法に関する分野に2人の専属専任教員が置かれていること。

<分析に当たっての留意点>

専任教員の配置と構成を確認してください。

この基準では、法律基本科目を担当する教員について、単に「専任教員」ではなく、「当該科目を適切に指導できる専属専任教員」をそれぞれの分野に置くものとしています。法科大学院の専任教員等については、教員組織調査専門部会における科目適合性の調査結果を踏まえて、基準の要件が満たされているか判断することになります（Q82）。

<根拠となる資料・データ等の例>

- ・教員一覧、教員分類別内訳（様式3）
- ・科目別専任教員数一覧（様式4）

<過去の評価における事例>

1 巡目

【改善を要する点（当該基準を満たしていない）】

- ・法律基本科目の一部の授業科目について、担当教員の教育研究業績等との適合性が認められなかった授業科目があり、その結果、法律基本科目の一部の科目について、適切に指導できる専任教員が配置されていないと判断された。
- ・法律基本科目の一部の科目について、専任教員が配置されていない。

<関連するQ&A>

Q79～80、82

8-2-3

専任教員の科目別配置等のバランスが適正であり、かつ、当該法科大学院が教育上主要と認める授業科目については、原則として専任教員が置かれており、そのうち必修科目については、おおむね7割以上が専任教員によって担当されていること。

解釈指針8-2-3-1

「専任教員の科目別配置等のバランス」については、各法科大学院の教育の理念及び目標に応じて、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目に専任教員が置かれていること、及び専任教員の年齢構成に著しい偏りが無いよう努めていることが必要である。

<分析に当たっての留意点>

法科大学院の教育上主要と認められる授業科目について専任教員が配置されているか、法科大学院の教育の理念や目標に応じた専任教員の科目別配置がなされているか、専門教員の年齢等のバランスが適正であるか、確認してください。

「教育上主要と認められる授業科目」は各法科大学院が任意に定義づけるものでありますが、一般的に法科大学院教育のコアとなる授業科目や各法科大学院において教育目的と理念に照らしてカリキュラム上重要と考えられる授業科目などが挙げられます。

なお、「教育上主要と認められる授業科目」のうち必修科目については、その授業科目が細分化され、あるいは同じ授業科目が複数クラスで開講される場合など、同時に複数開講されることのあることを考慮し、そのすべての授業（クラス）が専任教員によって担当されていることを要求するものではありませんが、授業（クラス）のおおむね7割以上は専任教員が担当者となっていることを求めています。

また、オムニバス方式の授業科目において、専任教員を含む複数の教員が分担している場合、担当する専任教員が、その授業科目全体の教育内容の決定、運営、成績評価等について責任を負う体制がとられているのであれば、当該授業科目は専任教員が担当する授業科目とみなします（Q83）。

<根拠となる資料・データ等の例>

- ・開設授業科目一覧（様式1）
- ・教員一覧、教員分類別内訳（様式3）
- ・科目別専任教員数一覧（様式4）

<関連するQ&A>

Q79、83

8-2-4：重点基準

基準8-2-1に定める専属専任教員の数のおおむね2割以上は、専攻分野におけるおおむね5年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者であること。

解釈指針8-2-4-1

基準8-2-4に定める実務家教員は、その実務経験との関連が認められる授業科目を担当していることが必要である。

解釈指針8-2-4-2

基準8-2-4に定める実務家教員については、基準8-2-4に定めるおおむね2割の専属専任教員の数に3分の2を乗じて算出される数（小数点以下の端数があるときは、これを四捨五入する。）の範囲内に限り、専任教員以外の者であっても、1年につき6単位以上の授業科目を担当し、かつ、教育課程の編成その他の法科大学院の組織の運営について責任を担う者を充てることができる。

<分析に当たっての留意点>

基準に定められた数（収容定員から算出される設置基準上の専任教員数）以上の専任教員（実務家教員）が、専攻分野におけるおおむね5年以上の実務経験、かつ、高度の実務能力を有する者であるか確認してください。

また、この基準に規定するおおむね2割の専属専任教員（実務家教員）の数に3分の2を乗じて算出される数（小数点以下の端数があるときは、これを四捨五入する。）の範囲内については、専任教員以外の者を充てることとされ、その場合には、1年につき6単位以上の授業科目を担当し、かつ、教育課程の編成その他の法科大学院の組織の運営について責任を担う者（実務家みなし教員）であるか確認してください（以下、当該教員を「実・み」と表記します。）。

また、「実・み」の教員数が、基準で定める上限を超えている場合については、上限を超える部分については専任教員とみなされませんので、分析に当たっては、どの教員が専門職大学院設置基準等法令上の「実・み」となっているのかを確認しながら、必要な専任教員の割合等を満たしているか、確認することになります（Q81）。

<根拠となる資料・データ等の例>

- ・教員一覧、教員分類別内訳（様式3）
- ・実務家・みなし専任教員が教育課程の編成その他の法科大学院の組織の運営について責任を担う者であることが把握できる資料（教授会等の構成について定めた規則等）

<関連するQ&A>

Q79～81

8-2-5

基準8-2-4に定める実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する専属専任教員の少なくとも3分の2は、法曹としての実務の経験を有する者であること。

<分析に当たっての留意点>

基準に定められた数以上の専属専任教員が、法曹としての実務の経験を有する者であるか確認してください。

<根拠となる資料・データ等の例>

- ・教員一覧、教員分類別内訳（様式3）

<関連するQ&A>

Q79～80

8-3 教員の教育研究環境

8-3-1

法科大学院の教員の授業負担は、年度ごとに、適正な範囲にとどめられていること。

解釈指針 8-3-1-1

各専任教員の授業負担は、他専攻、他研究科及び学部等（他大学の非常勤を含む。）を通じて、年間20単位以下であることが望ましい。なお、年間30単位を超える場合には、その理由を問わず、適切な範囲内にあるとはいえない。

<分析に当たっての留意点>

法科大学院の教員の授業負担が適正な範囲にとどめられているか確認してください。

法科大学院の教育の質を維持し、双方向的又は多方向的授業を真摯に熱意を持って取り組むには、教員の授業負担に限界があることから、学生の履修に上限を設けた規定と同様に、授業負担にも上限を設ける必要があります。専任教員の授業負担について、年間20単位以下にとどめられていることが望ましいと考えています。ここでいう単位数は、当該大学の他の研究科、学部の授業負担のみならず、他大学における非常勤講師の負担も含むものとし、教員一人当たりの授業負担が過大なものとならないよう配慮したものです。

<根拠となる資料・データ等の例>

- ・教員一覧、教員分類別内訳（様式3）

<過去の評価における事例>

2巡目

【是正を要する点（当該基準を満たしていない）】

- ・一部の専任教員において、年間30単位を超える授業が担当されている。

<関連するQ&A>

Q84

8-3-2

法科大学院の専任教員には、その教育上、研究上及び管理運営上の業績に応じて、数年ごとに相当の研究専念期間が与えられるよう努めていること。

<分析に当たっての留意点>

この基準の設定の趣旨として、法科大学院であっても、できる限り研究に専念する期間を確保することが必要であると考えています。もっとも、大学の事情によって実現の可能性には差があると思われますので、「努めていること」とするにとどめています（Q85）。

<根拠となる資料・データ等の例>

- ・研究専念期間について定めた規則等

<過去の評価における事例>

1 巡目

【改善を要する点（当該基準を満たしている）】

- ・専任教員に対する研究専念期間の付与制度の検討が十分になされていない。

<関連するQ&A>

Q85

8-3-3

法科大学院の専任教員の教育上及び研究上の職務を補助するため、必要な資質及び能力を有する職員が適切に置かれていること。

<分析に当たっての留意点>

専任教員の教育上及び研究上の職務を補助するための適切な資質及び能力を有する職員が適切に置かれているか確認してください。

例としては、助手、リサーチ・アシスタント、ティーチング・アシスタントなどが挙げられます。

<根拠となる資料・データ等の例>

- ・専任教員の教育上及び研究上の職務を補助する職員の配置状況・業務内容等が把握できる資料

第9章 管理運営等

9-1 管理運営の独自性

9-1-1

法科大学院における教育活動等を適切に実施するための独自の運営の仕組みとして、法科大学院の運営に関する重要事項を審議する会議（以下「法科大学院の運営に関する会議」という。）及び専任の長が置かれていること。

解釈指針9-1-1-1

「法科大学院の運営に関する重要事項」とは、法科大学院の教育課程、教育方法、成績評価、修了認定、入学者選抜及び教員の人事等に関する重要事項をいう。

解釈指針9-1-1-2

「法科大学院の運営に関する会議」は、当該法科大学院の専任教授により構成されていることが必要である。

ただし、当該法科大学院の運営に関する会議の定めるところにより、准教授その他の教職員を加えることができる。

解釈指針9-1-1-3

法科大学院の適切な運営のために、解釈指針9-1-1-1の重要事項については、法科大学院の運営に関する会議における審議の結果及び意見が尊重されていることが必要である。

<分析に当たっての留意点>

教育活動等を適切に実施するためにふさわしい独自の運営の仕組み（法科大学院の運営に関する会議、専任の長）を有しているか確認してください。

法科大学院の運営においては、カリキュラムや人事等で法科大学院として一定の独自性をもった運営ができるようにすることが重要と考えます。

<根拠となる資料・データ等の例>

- ・教員一覧、教員分類別内訳（様式3）
- ・法科大学院の運営に関する会議の構成員、所掌事項等が把握できる資料（組織規則等）

9-1-2

法科大学院の管理運営を行うために、法科大学院の設置形態及び規模等に応じて、適切な事務体制が整備され、職員が適切に置かれていること。

<分析に当たっての留意点>

法科大学院の設置形態、規模等に応じた適切な事務体制が整備されているか、職員が適切に配置されているか、確認してください。

<根拠となる資料・データ等の例>

- ・管理運営を行うための事務体制、人員の配置状況が把握できる資料（事務組織図、事務組織規程等）

9-1-3

法科大学院における教育活動等を適切に実施するためにふさわしい財政的基礎を有していること。

解釈指針 9-1-3-1

法科大学院における教育活動等を適切に実施するために、法科大学院の設置者が、法科大学院の意見を聴取して、法科大学院の運営に必要な経費を負担していることが必要である。

<分析に当たっての留意点>

当該法科大学院が教育活動等を適切に実施するために十分な財政的基盤を有しているか、法科大学院の設置者が法科大学院の意見を聴取する適切な機会を設けているか、確認してください。

<根拠となる資料・データ等の例>

- ・ 予算・決算に関する資料
- ・ 法科大学院の設置者が、法科大学院の運営に係る財政上の事項について、法科大学院の意見を聴取する機会を設けていることが把握できる資料（予算に関するヒアリング及び協議の概要等）

第10章 施設、設備及び図書館等

10-1 施設、設備及び図書館等

10-1-1

法科大学院には、その規模に応じ、教員による教育及び研究並びに学生の学習その他当該法科大学院の運営に必要な種類、規模、質及び数の教室、演習室、自習室、図書館、教員室その他の施設が備えられていること。

解釈指針10-1-1-1

「教室」及び「演習室」は、当該法科大学院において提供されるすべての授業を支障なく、効果的に実施することができる規模、質及び数が備えられ、教育方法上の必要に応じで設備及び機器が整備されていることが必要である。

解釈指針10-1-1-2

「自習室」については、学生総数に対して、十分なスペースと利用時間が確保されるとともに、学生の学習の効果的な実施に必要な設備及び機器が整備されていることが必要である。

また、「自習室」の配置及び使用方法等において、学生が図書館に備えられた図書資料を有効に活用して学習することができるよう、十分配慮されていることが必要である。

解釈指針10-1-1-3

「図書館」には、法科大学院の規模に応じ、教員による教育及び研究並びに学生の学習に必要な図書及び資料が適切に備えられ、その適切な管理及び維持がされるとともに、必要な設備及び機器が整備されていることが必要である。

学生の学習に必要な基本的図書及び資料は、学生の専用又は優先利用のために備えられるなど、学生が随時利用することに支障がないようにする措置が講じられていることが必要である。

法科大学院が管理に参画していない「図書館」に図書及び資料を備えている場合でも、その収集、配置、利用方法について、法科大学院の意見又は要望を受け付ける適切な機会の設けられていることが必要である。

解釈指針10-1-1-4

「図書館」には、その規模に応じ、専門的能力を備えた職員が適切に置かれていることが必要である。

図書館の職員には、法情報調査に関する基本的素養を備えていて学生に随時助言することのできる者が含まれていることが必要である。

解釈指針10-1-1-5

「教員室」は、少なくとも各常勤専任教員につき1室が備えられていることが必要である。非常勤教員については、教員室として、勤務時間に応じて、授業等の準備を十分かつ適切に行うことができるスペースを確保するよう努めていることが必要である。また、各教員室には研究及び教育の効果的な実施に必要な設備及び機器が整備されていることが必要である。

解釈指針 10-1-1-6

教員が学生と面談するスペースは、面談の目的や人数に応じて適切なものが利用可能となっていることが必要である。

解釈指針 10-1-1-7

図書館を除く各施設は、当該法科大学院の専用であるか、又は、当該法科大学院が管理に参画し、その教育及び研究その他の業務に支障なく使用することのできる状況にあることが必要である。

解釈指針 10-1-1-8

施設の維持管理に当たっては、通常利用時及び緊急時に、学生、教職員、その他の利用者の平穩安全が脅かされない環境が整備されていることが必要である。

<分析に当たっての留意点>

法科大学院の規模に応じ、当該法科大学院の運営に必要な施設（図書施設を含む）が備えられているか、教育活動等が効果的に実施できる設備及び機器を備えているか確認してください。

また、図書館は、必ずしも法科大学院独自の専用の図書施設を指すものではなく、大学の附属図書館や学部等資料室についても、当該法科大学院の専用であるか、又は、専用でない場合、法科大学院の意見又は要望を受け付ける適切な機会の設けられていることが必要です（Q87、89）。

<根拠となる資料・データ等の例>

- ・法科大学院が管理する施設の概要・見取り図等
- ・施設の整備計画・利用計画が把握できる資料
- ・自習室の利用案内
- ・各施設に備えられた設備・機器リスト等
- ・図書館案内
- ・図書及び資料に関するデータ（法学系図書の蔵書数等）
- ・図書館に携わる職員の専門的能力を示す資料（職員の資格、研修の参加状況等）
- ・図書館を含む各施設を運営する組織の構成員、所掌事項等が把握できる資料（組織規則等）

<過去の評価における事例>

1 巡目

【改善を要する点（当該基準を満たしている）】

- ・自習室について、収容定員に見合う整備、効率的かつ学習に配慮した利用の工夫などが図られていない。
- ・図書館について、運営に法科大学院が参画しているものの、一部の教育及び研究その他の業務に支障がでている。

2 巡目

【改善すべき点（当該基準を満たしている）】

- ・法科大学院の図書室について、学生の学習に必要な図書及び資料を充実する必要がある。

<関連するQ&A>

Q86～91

第 1 1 章 自己点検及び評価等

1 1 - 1 自己点検及び評価

1 1 - 1 - 1 : 重点基準

法科大学院の教育水準の維持向上を図り、法科大学院の社会的使命を果たすため、自ら点検及び評価（以下「自己点検及び評価」という。）を実施するための適当な体制が整備され、当該法科大学院の教育の理念及び目標の達成状況その他教育活動等の状況について、適切な評価項目が設定され、それに基づいて自己点検及び評価が実施され、その結果が当該法科大学院の教育活動等の改善に活用されていること。

解釈指針 1 1 - 1 - 1 - 1

法科大学院に関する自己点検及び評価を実施するための適当な体制を、法科大学院を置く大学において整備する場合には、当該法科大学院の意見を聴取し、かつ自己点検及び評価の結果が当該法科大学院の教育活動等の改善に活用されるよう、十分に配慮されていることが必要である。

解釈指針 1 1 - 1 - 1 - 2

「適切な評価項目」として、次の各号に掲げる内容を含む評価項目が設定されていることが必要である。

- (1) 教育の理念及び目標、並びに修了者の進路及び活動状況その他教育の理念及び目標の達成状況に関すること
- (2) 教育内容及び方法に関すること
- (3) 成績評価並びに進級及び修了の認定に関すること
- (4) 入学者に関する受入方針、並びに志願者、受験者及び入学者の数その他入学者選抜に関すること
- (5) 収容定員及び学生の在籍状況に関すること
- (6) 学生の学習、生活及び就職の支援に関すること
- (7) 教員組織及び教育能力に関すること

解釈指針 1 1 - 1 - 1 - 3

自己点検及び評価の結果を当該法科大学院の教育活動等の改善に活用するに当たっては、法科大学院の運営に関する会議及び各種委員会が連携協力して改善に取り組んでいることが必要である。

解釈指針 1 1 - 1 - 1 - 4

自己点検及び評価の結果について、法律実務に従事し、法科大学院の教育に関し広くかつ高い識見を有する者を含む、当該法科大学院を置く大学の教職員以外の者による検証を行い、その結果を当該法科大学院の教育活動等の改善に活用することが望ましい。

<分析に当たっての留意点>

法科大学院において自己点検及び評価を実施するための適当な体制が整備され、自己点検及び評価が実施されているか、その結果が教育活動等の改善に活用されているか確認してください。

ここでいう自己点検及び評価とは、学校教育法第 1 0 9 条第 1 項の規定により実施されるものをいい、当機構が実施する第三者評価（認証評価）（同法第 1 0 9 条第 2 項）とは異なります。

また、中央教育審議会において、法科大学院教育の質の確保の観点から、「入学者の質」、「修了者の質」及び「教育体制の確保」について評価を実施することが重要視されていることから、法科大学院の自己点検及び評価においては、解釈指針11-1-1-2に挙げている7項目についても、適切に評価が実施され、その結果が教育活動等の改善に活用されている必要があると考えます（Q94）。

なお、学校教育法施行規則第158条により、飛び入学制度を活用した入試を行う場合には、制度の運用状況について自己点検及び評価をすることになっているのでこの点も確認します。

自己点検及び評価の結果を教育活動等の改善に活用するに当たっては、基準11-1-1-3において挙げられている法科大学院の運営に関する会議や、その他の各種委員会が連携協力して改善に取り組んでいるか確認してください。

また、教育の理念及び目標の達成状況を踏まえて自己点検及び評価が実施され、教育活動等の改善に活用されているか確認してください。

特に司法試験合格率が低迷している場合には、改善が速やかに図られる見込みがあると判断できるような改善方策が講じられているか確認してください。

このほか、自己点検及び評価の結果について、外部者による検証を行うよう努めているか確認してください（Q96）。

<根拠となる資料・データ等の例>

- ・自己点検及び評価について定めた規則
- ・自己点検及び評価の実施体制及び実施状況が把握できる資料
- ・自己点検・評価報告書
- ・自己点検及び評価の結果に基づく教育活動等の改善を行う体制が把握できる資料（各種委員会の所掌事項を定めた組織図等）
- ・自己点検及び評価の結果に基づく教育活動等の改善への取組の状況及びその過程が把握できる資料
- ・自己点検及び評価の結果について検証を行う体制が把握できる規則
- ・自己点検及び評価の結果について検証を行ったことが把握できる資料（会議資料、議事要旨、自己点検及び評価の結果についての検証結果をまとめた報告書等）

<過去の評価における事例>

2 巡目

【是正を要する点（当該基準を満たしていない）】

- ・自己点検及び評価を適切に実施するための適切な評価項目を設定した上で、それに基づいて自己点検及び評価が実施されていない。
- ・自己点検及び評価の結果を活用し、司法試験の合格率を向上させるための抜本的な改善措置を講じるなど当該法科大学院の教育活動等の是正に取り組む必要がある。

【改善すべき点（当該基準を満たしている）】

- ・司法試験の合格率が低い水準にとどまっており、改善措置がいまだ十分な成果を上げていないため、十分な点検及び評価とその結果を踏まえた、教育活動等の実効的な改善措置が講じられる必要がある。
- ・自己点検及び評価の結果について、適切な項目を設定していない。
- ・司法試験の合格率が、全国平均の2分の1を下回っており、司法試験の合格率を向上させるための抜本的な改善措置を講じる必要がある。
- ・自己点検及び評価の結果について、当該法科大学院を置く大学の教職員以外の者による検証を行うに当たり、当該法科大学院を置く大学の教職員以外の者の中に、法律実務に従事する者であって、法科大学院の教育に関し広くかつ高い識見を有する者を含めて検証を行う必要がある。

<関連するQ&A>

Q92～96

1 1 - 2 情報の公表

1 1 - 2 - 1

法科大学院の教育活動等の状況、並びに自己点検及び評価の結果その他法科大学院に関する情報が、適切な体制を整えた上で、刊行物への掲載、インターネットの利用その他広く周知を図ることができる方法によって公表されていること。

解釈指針 1 1 - 2 - 1 - 1

法科大学院の教育研究活動等の状況については、次の各号に掲げる事項が、毎年度、公表されている必要がある。

- (1) 設置者に関すること
- (2) 教育の理念及び目標に関すること
- (3) 教育上の基本組織に関すること
- (4) 教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位、教育研究業績及び実務経験に関すること
- (5) 入学者受入方針、適性試験の利用方法、並びに志願者、受験者及び入学者の数その他入学者選抜に関すること
- (6) 収容定員、在籍者の数及び進級の状況に関すること
- (7) 標準修業年限、授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関すること
- (8) 学修の成果に係る評価、並びに進級及び修了の認定に当たっての基準に関すること
- (9) 校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育環境に関すること
- (10) 授業料、入学金その他の法科大学院を置く大学が徴収する費用に関すること
- (11) 学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること
- (12) 修了者の数並びに司法試験の合格者数及び合格率その他修了者の進路に関すること

解釈指針 1 1 - 2 - 1 - 2

解釈指針 1 1 - 2 - 1 - 1 の各号に掲げる事項のほか、教育の理念及び目標に基づき学生が修得すべき知識及び能力に関する情報を積極的に公表していることが望ましい。

解釈指針 1 1 - 2 - 1 - 3

解釈指針 1 1 - 2 - 1 - 1 (4) にいう各教員の教育研究業績及び実務経験には、次の各号に掲げる事項を含むことが必要である。

- (1) 研究者教員については、担当授業科目名、主な職歴、及び最近5年間における主な研究業績
- (2) 実務家教員については、担当授業科目名、並びに法律実務に関する主な経歴、実績及び著作
- (3) 専任教員については、その専門の知識経験を生かした学外での主な公的活動及び社会貢献活動

<分析に当たっての留意点>

教育活動等の状況や、自己点検及び評価の結果について、積極的に情報提供がなされているか確認してください。

とりわけ、幾つかの事項についての情報提供の重要性を考慮し、法科大学院の教育活動等に関する重要事項である解釈指針 1 1 - 2 - 1 - 1 に掲げる 1 2 項目すべてについては、当該法科大学院のウェブサイトなどにより、毎年度、公表されている必要があります。

また、教員の最近5年間の業績等が、公表されているか確認してください。なお、ここでの「教員」とは、兼担・兼任教員を含む法科大学院の全教員を指します。

<根拠となる資料・データ等の例>

- ・教育活動等に関する重要事項を記載した文書（研究科概要、入学者選抜要項、ウェブサイト等）
- ・自己点検及び評価の結果が掲載された刊行物、ウェブサイト
- ・教員の情報開示に関する資料

<過去の評価における事例>

2 巡目

【改善すべき点（当該基準を満たしている）】

- ・自己点検及び評価において、一部の評価項目の評価結果が公表されていない。
- ・教員組織について、一部の教員の情報が公表されていない。
- ・自己点検及び評価の結果が公表されていない。
- ・修了者の進路及び活動状況について、司法試験合格者数以外の情報が公表されていない。

<関連するQ&A>

Q 97～100

1 1 - 2 - 2

評価の基礎となる情報について、適宜、調査及び収集を行い、適切な方法で保管されていること。

解釈指針 1 1 - 2 - 2 - 1

「評価の基礎となる情報」には、基準 1 1 - 2 - 1 に定める法科大学院の教育活動等の状況に関する文書、自己点検及び評価の結果に関する文書、並びに筆記試験問題及び答案その他成績評価の基礎となる資料を含む。

解釈指針 1 1 - 2 - 2 - 2

「適切な方法で保管されていること」とは、評価機関の求めに応じて、速やかに提出できる状態で保管されていることをいう。

<分析に当たっての留意点>

「評価の基礎となる情報」とは、評価において用いられる資料・データ等の情報全般を指します。当該情報について、適宜、調査及び収集が行われ、適切な方法で保管されているか確認してください（Q 1 0 1）。

また、評価の際に用いた情報については、評価を受けた年から 5 年間保管されているか、確認してください。

<根拠となる資料・データ等の例>

- ・ 保管されている情報の種類及び保管方法が把握できる資料（文書管理規程等）

<過去の評価における事例>

1 巡目

【改善を要する点（当該基準を満たしている）】

- ・ 一部の試験答案について、学内規定に保管年限が定められているにもかかわらず、適切に保管されていない。

2 巡目

【改善すべき点（当該基準を満たしている）】

- ・ 試験答案の保管が一元的になされておらず、教員個人が各々の方法で保管するなど組織的な保管体制ができていない。
- ・ 試験答案の保管に不備があり、評価の基礎となる情報について、すべての授業科目について適切な方法で保管する体制が確保されていない。

<関連する Q & A >

Q 1 0 1 ~ 1 0 2